International Trends in Safeguarding Cultural Heritage

文化遺産国際協力コンソーシアム第37回研究会

文化遺産保護の国際動向

報告書

講演1　世界遺産条約をめぐる昨今の動向

講演2　無形文化遺産の保護に関する条約をめぐる近年の国際動向

講演3　アフリカにおける遺産のオーセンティシティに関する国際会議での議論

JCIC-Heritage

文化庁

主催：文化遺産国際協力コンソーシアム、文化庁

文化遺産国際協力コンソーシアム第37回研究会

文化遺産保護の国際動向

報告書

文化遺産国際協力コンソーシアム

例 言

本報告書は、文化遺産国際協力コンソーシアムが2026年1月17日に開催した第37回研究会「文化遺産保護の国際動向」の内容を収録したものである。原稿は録音音声をもとに書き起こされたものを、報告書の体裁を整えるために編集者が加筆・修正を加えた。各報告で使用した写真のうち、出典の記載のないものはすべて発表者の提供による。

主　催：文化遺産国際協力コンソーシアム、文化庁

目 次

開会挨拶・趣旨説明 …… 5

岡田 保良（文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長 / 日本イコモス国内委員会 委員長）

講演 1　世界遺産条約をめぐる昨今の動向 …… 6

西 和彦（文化庁 文化資源活用課文化遺産国際協力室 主任文化財調査官）

講演 2　無形文化遺産の保護に関する条約をめぐる近年の国際動向 …… 20

野嶋 洋子（アジア太平洋無形文化遺産研究センター 研究担当室長）

講演 3　アフリカにおける遺産のオーセンティシティに関する国際会議での議論 …… 30

岡崎 瑠美
（文化遺産国際協力コンソーシアム アフリカ分科会委員 / 芝浦工業大学 建築学部建築学科 准教授）

パネルディスカッション …… 42

モデレーター：岡橋 純子（聖心女子大学 現代教養学部国際交流学科 教授）

パ ネ リ ス ト：西 和彦、野嶋 洋子、岡崎 瑠美

閉会挨拶 …… 52

青木 繁夫（文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長）

開会挨拶・趣旨説明

皆さん、こんにちは。文化遺産国際協力コンソーシアムで副会長を務める岡田です。本日は、会場まで足をお運びいただき誠にありがとうございます。こちらの会議は、コンソーシアムの研究会という位置付けで、専門家の方々、あるいは文化庁、外務省の方々、そして一般の方々の間で情報を交換して、知見を広めていこうという趣旨です。本日は、お手元の資料のとおり、タイトルを『文化遺産保護の国際動向』として、特定のテーマに絞ることはなく、むしろ文化遺産に関係する国際的なプラットフォームで、現在どのような議論が進められているのか、どのような議論が戦わされているのか、そのような最新の情報を皆さまと共有したいという趣旨で、こちらの研究会を開催しています。本日は、3人の方に登壇いただき、それぞれの立場から話をしていただきます。

簡単にご紹介します。最初は、資料にあるように、世界遺産条約をめぐる昨今の動向です。昨年は、第47回世界遺産委員会がパリで行われました。出席されていた文化庁の西和彦さんから、最近の世界遺産登録状況に限らず、数年にわたってどのような議論が、世界遺産委員会あるいはその周辺でなされているのか紹介していただくと伺っています。

2人目は、無形遺産の条約に関わる内容で、タイトルとしては『無形文化遺産の保護に関する条約をめぐる近年の国際動向』です。日本におけるUNESCOカテゴリー2センターの一つで大阪にある、アジア太平洋無形文化遺産研究センター（IRCI）から、野嶋洋子さんにお越しいただき、話をしていただきます。

3人目は、芝浦工業大学の岡崎瑠美さんです。昨年の5月に、アフリカのナイロビにおいて、アフリカ諸国から、最近のアフリカ大陸を中心に起こっている議論、特にオーセンティシティの問題に関する国際会議が行われました。日本の信託基金を活用しての会議ですが、アフリカにおける遺産のオーセンティシティに関する国際会議で数少ない日本からの参加者の岡崎さんから、会議の模様を報告していただきます。以上が本日ご発表いただくプログラムです。

最後に、登壇された先生がたに一堂に登壇していただき、皆さんからの質問を含めて議論を重ねて、本日のまとめにはならないかもしれませんが、成果としたいと考えています。そのパネルの進行とまとめ役には、UNESCOなど国際的なご経験も豊富な聖心女子大学の岡橋純子先生をモデレーターとしてお招きしています。アフリカに関して申し添えますと、昨年11月に、初めてアラブの国からUNESCOの事務局長が誕生しました。これから21世紀の2番目の四半期に入るところで、アフリカ大陸の存在感がますます大きくなってくる時代がくるのではないかと考えています。本日は、3人の先生がたの話を伺い、皆さまがたと有益な情報共有の機会になればいいと感じています。簡単ですが、ごあいさつとします。よろしくお願いします。

岡田 保良（おかだ　やすよし）
文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長 /
日本イコモス国内委員会 委員長

世界遺産条約をめぐる昨今の動向

西 和彦（にし かずひこ）
文化庁 文化資源活用課文化遺産国際協力室 主任文化財調査官

1996年より文化庁において建造物保護を中心に文化財行政を担当。国際文化財保存修復研究センター（ICCROM）（在イタリア・ローマ）プロジェクトマネージャー（2005年~2006年度出向）を経て、国内文化財の保護に並行して各地の世界遺産推薦や世界遺産委員会に関わる。2022年4月より現職。国際文化財保存修復研究センター（ICCROM）理事。著作に「近代和風建築」（『日本の美術、第450号』、2003年）『世界文化遺産の思想』（2017年、共著）など。

ご紹介いただきました文化庁の西です。よろしくお願いします（図1）。本日3人の発表の最初として、世界遺産に関する最近の動きについて話をします（図2）。私は東京文化財研究所にいた時代に、事務局側でコンソーシアムに関与していたことがあります。その頃もこのような国際動向についての研究会を、何年かに一度、行っていました。過去の報告書を見てみると、令和元年、直近では令和5年に同じようなことを行っています（図3）。令和元年のときは私が話をしましたが、その時々の最新の状況を話し、報告書には

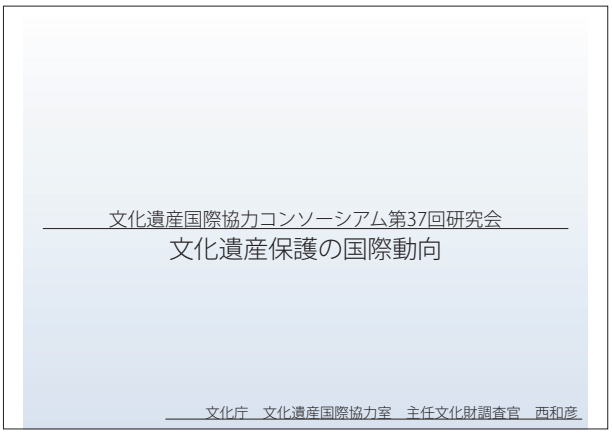

図 1

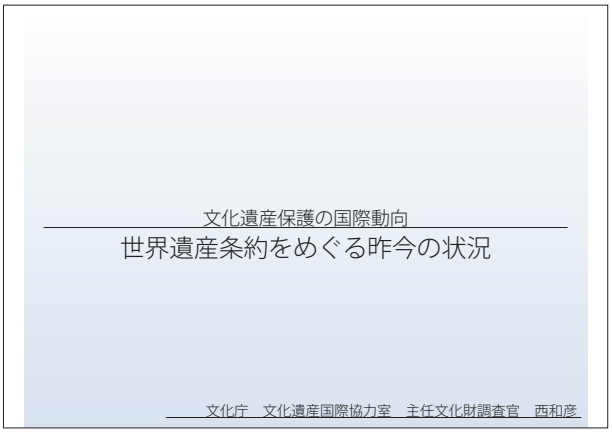

図 2

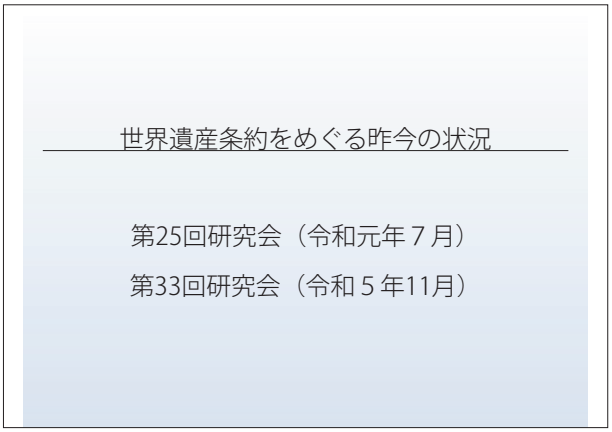

図 3

スライドも含めて載っています[1]。興味のある方は、ご覧ください。逐一は話しませんが、例えば令和元年と現在を比べると、当時、このような動きが始まったとお話ししていたものが、10年もたつと比較的普通のこととなっています。

本日の話の中心としては、直近、2025年の世界遺産委員会の話をします（図4・5）。こちらはそのときの写真です。もともとは、ブルガリアで開催される予定でした。ブルガリアにはなかなか行く機会もありませんので楽しみにしていましたが、諸般の事情で、パリで行われました。世界遺産委員会の開催場所は、世界遺産委員会で議決して決めます。開催場所を決めるために、特別委員会を開催し、次回委員会の開催場所をあらためて決議しました。そのときにあまり明確な理由の説明はなく、日本語に訳すと、「諸般の事情」というようなレベルでしたが、ブルガリアの議長さんは替わらず、場所だけを変えることとなり、パリで開催されました。世界遺産委員会は、皆さまも承知のとおり、世界各国さまざまな場所で行われていますが、規模が大きいため、小さい都市ではなかなか開催できませんでした。さまざまな事情で、パリ、UNESCO本部で行われたケースはこれまでもありました。例えば、アラブの春の関係で、現地ではできなかったこともありました。その意味では、必ずしも目新しいことではないのですが、例外的な状況であることは確かです。

会議はUNESCO本部の大きな会議場で行われますが、十分大きくはなく、席が狭く、特に委員国の所は関係者がたくさんいますので、ぎゅうぎゅうに座って仕事をします。スピーカーの顔がスクリーンに映っていますが、こちらの方がブルガリアの大学の先生で、議長です。世界遺産委員会では、必ず大きいスクリーンで、決議案なども、必ずテキストそのものを映して、修文もその場で、スクリーンで見える形で議論を行います。公用語が英語とフランス語ですので、英語とフランス語を必ず両方映して、英語で話をすると、檀上の右側に作業部隊の方がいて、その場ですぐに翻訳をして、フランス語に反映されます。フランス語で話をしても英語に反映される形です。このようなことが始まったのは、ケベックでの委員会あたりだったのではないでしょうか。それより前、私が最初に世界遺産委員会に参加した頃は、このような仕組みではありませんでした。私自身も、必ずしも議論をきちんとフォローできていたか怪しいのですが、注意深く発言を聞いていると、会議に参加している委員国の人も、かなりの人が、現在何を議論しているのかは分かっていないのではないかという感じでした。しかし、写真のような形で、誰が話をしているのか、あるいは具体的にテキストを修正するときに、目に見える形になってからは、あまりそのようなことはなくなったような気がします。その代わりと言ってはなんですが、発言時間の制限も極めて厳しく、委員国は3分、それ以外は2分と決められています。昔は、30分以上話す国もありました。われわれの先輩に聞くと、2、3時間の演説を聴かされることもあったようです。そのような意味では、良くも悪くも現代的になったと言えるでしょう。

会場にもよるのですが、大きな会場を使うケースが多く、同時に1000人規模での参加となる場合もあります。世界遺産委員会では21カ国の委員国が議論を行いますが、それ以外の締約国、世界遺産に参加している国や専門家など、かなり大勢の方が来ますので、とても大きい会場で、2週間弱続ける形です。

本日は、昨年の委員会の話を中心に、近年、5年か

（写真：UNESCO）

図 4

（写真：筆者）

図 5

1.文化遺産国際協力コンソーシアム報告書： https://www.jcic-heritage.jp/publication/report/?cat_id=37

ら10年ほどのスパンの動きについて、いくつかポイントを話したいと考えています。いずれ、もう少し詳細に各会のレポートの比較を行い、検証したいと考えていますが、現時点での感触と理解してください（図6・7）。

まずは新規登録についてです（図8）。（図9）はUNESCOのウェブサイトの抜粋です。今回は、全体で32件推薦があり、そのうち24件が文化遺産、5件が自然遺産、1件が複合遺産です。さらに2件、軽微でない資産範囲の拡張も入っていました。合計32件です。そのうち26件が新規に登録され、もしくは認められたことになります（図10）。そのうち21件が文化遺産、4件が自然遺産、1件が複合遺産です。さらに、軽微でなく範囲を変えるものが2件、こちらもすべて認められています。昔から、どうしても文化遺産が多いという議論が世界遺産委員会でもありましたが、ある程度、仕方がない部分もあるとはいえ、やはり文化遺産のほうが数ははるかに多いです。UNESCOの世界遺産センターのウェブサイトを見ると、統計がさまざまな形で出ています。そちらを見ると分かるかもしれませんが、自然と文化の不均衡は、基本的には解消されていませんし、解消される方向にも比率としては向かっていないと感じています。ただ文化遺産と自然遺産が全く同じ数になるのは、個人的には無理だと考えていますので、こちらは淡々と見守るべきことなのかもしれません。

世界遺産の仕組みとして、諮問機関。文化遺産についてはICOMOS、自然遺産についてはIUCNが、それぞれの資産について記載、情報照会、記載延期、不記載の4段階のどれに当たるのか評価を行い、その勧告を基に委員会として議論します。最終決定は委員会が

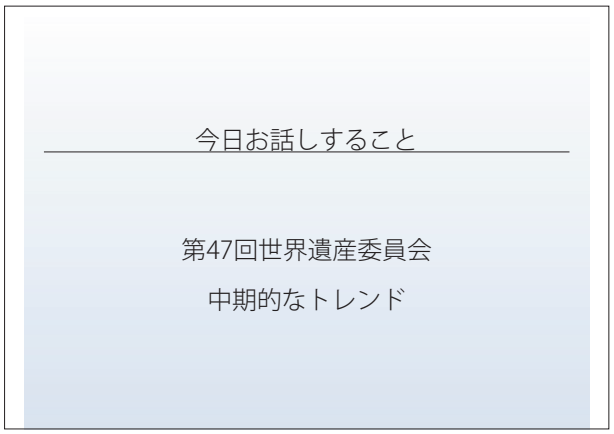

図 6

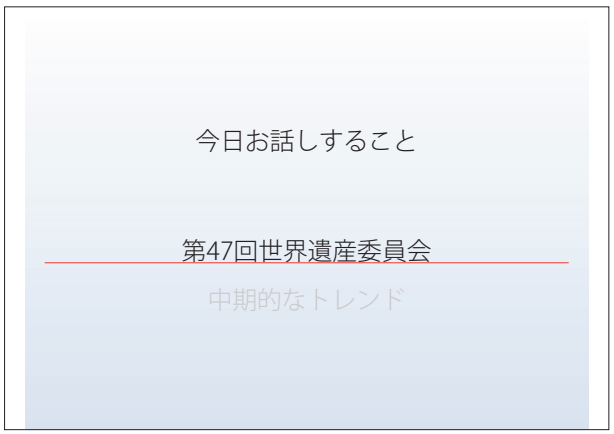

図 7

図 8

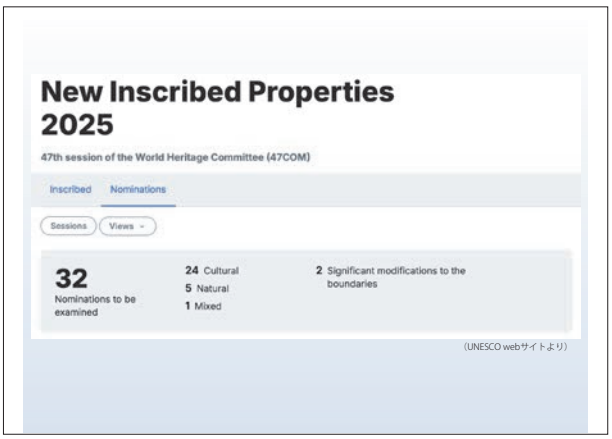

図 9

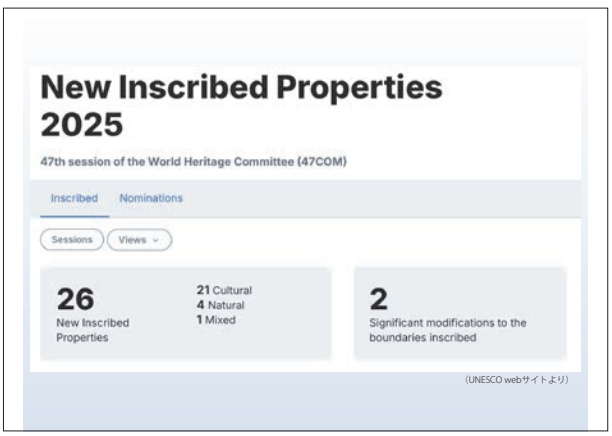

図 10

行います。勧告と決議が違うこと自体は、特に不思議なことではありません。しかし、20年ほど前からでしょうか、勧告が必ずしも十分に尊重されていないことがクローズアップされるようになりました。俗に世界遺産委員会の政治化という言い方をしますが、個人的には単純な意味で政治化というのとは少し違うと考えています。少なくとも勧告に対して、委員国がこれをただ受け入れる形にはなっていません。この点について毎年同じ議論がありましたが、最近では、このような状態を問題視する議論自体が行なわれなくなっています。

例えば、世界遺産委員会会合の最後の挨拶でも、7、8年ほど前まで、現在の世界遺産センターの前の所長までは、「やはり保存を中心としなければいけない」という発言があり、さらにその先代の方は、「このような状況はわれわれとしては何とかしなければいけない」と話していました。繰り返しになりますが、専門家による評価に、最終決定する世界遺産委員国が必ずしも従わなければいけないとは思いませんし、そのことはICOMOSの専門家と話をしても、専門家として出した結論がすべて通るのが正しいとは自分たちも思わないと言っています。しかし全部変わってもいいのかというと、それもどうかというところです。

今回は、勧告としては、記載相当と出ていたのが15件、情報照会9件、記載延期5件、不記載1件です（図11）。こちらの比率自体は、毎回俎上に上がる資産が違いますので、例年との比較は、正直に言えば意味があるとは思えませんが、昨年はもう少し記載勧告の率が高かったです。そのような意味では、本年は少し厳しめだったのかもしれません。繰り返しにはなりますが、それはICOMOS、IUCNの評価が厳しかったかという点には、必ずしもダイレクトには結びつきません。かかっている資産が違いますので、単純に比較することはできません。

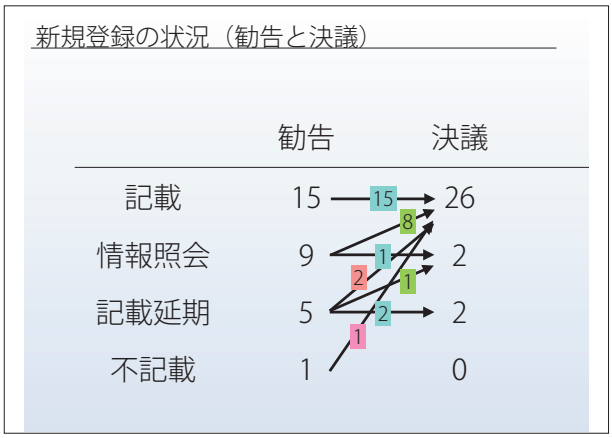

図 11

さて、15件記載勧告だったものは、当然記載されます。記載勧告が出て、最終的に記載されないケースはごくまれで、私が記憶している限りでは1件、カナダの資産で記載勧告でしたが、関係する原住民のグループの中でもう少し調整に時間を要するためとして、カナダ政府がいったん取り下げさせてほしいと表明した特殊なケースがありますが、基本的にはどの国も世界遺産にしたいと思って出していますので、記載勧告が出れば記載決議になります。

次に情報照会、3年のうちに追加情報を出し、もう一度、議論しましょうというもののうち、9件中ほぼ全部、8件が記載になりました。1件はそのまま情報照会で残っています。記載延期、すなわち価値の観点からもう一度考え直して、推薦書を出し直してくださいというものが5件あったうち、2件がそのままダイレクトに登録となり、1件は情報照会になりました。記載延期の勧告どおりの決議となったのが2件です。不記載は、基本的には世界遺産にふさわしくない、従って同じ形ではもう一度推薦はできないという、一番厳しい勧告で、今回は1件ありました。こちらはダイレクトに記載になりました。不記載勧告から記載になるのも、それほど数が多くあることではなく、私の記憶している限りでは、4、5件です。ドイツやサウジアラビア、アゼルバイジャンなどで、極めてレアなケースであることは間違いないです。そのようなものが1件ありました。

その1件がどのようなものかというと、こちらです（図12・13）。『ファヤの古代景観』という、アラブ首長国連邦の旧石器時代の中期から新石器時代にかけての当時の人々が暮らしていた痕跡、基本的には考古学的遺跡です。こちらについては当然、かなり議論がありました。この資産については、勧告にも少し理解が難しい部分がありました。先ほども話をしたように、不記載ですので、こちらは世界遺産としては残念ながらふさわしくありませんという評価ですが、その理由の一つとして、当時の旧石器時代あるいは新石器時代のこのようなものの全体の様子、すなわちこちらの資産のみならず、そちらを含むこの地域、中東地域あるいはより世界的な状況がよく分かっていませんので、全体図が分からなければ比較研究もできませんし、判断できないというものです。

その他、いくつか書いてありますが、例えば、推薦

書の熟度が必ずしも高くないという評価もありました。また、保全についても課題があるということでした。問題は、他の全体状況が分からないので登録できないということが妥当なのかどうか、もう一つは、勧告の中に、潜在的には価値がありそうだという趣旨の書きぶりがあった点です。そうすると、少なくとも、もう一度出し直してほしいという判断が最も自然なはずですが、潜在的には価値がありそうですが価値なしと、今決めるというところに、個人的な感触ですが、いささか評価としての筋に少し乱れがあったのではないかと思います。そうしたことは、実際他の国の委員国の専門家とも少し話をしましたが、かなりの国が、何か引っかかることもあったようで、そのようなことは当然、委員会での議論に反映されていきます。そして、結果としては登録になりました。

個人的には、もう少し他の観点、例えば古代景観というタイトルになっていて、考古学的遺跡中心の、古代の人が住んでいた痕跡を景観として評価するのはどのようなことなのかについても、本来であれば議論を聞きたかったですし、議論して決めていくべきだと感じる部分はありましたが、残念ながらそのようなことは、登録の可否の議論の中に、ある意味では拡散してしまったということなのかもしれません。今後、保全状況等でそのようなことの議論がなされていくものと期待されます。

次にもう一つ『カンボジアの祈念施設：弾圧の中心地から平和と回想の場へ』です（図14・15）。こちらは、ご存じの方も多いでしょうが、クメールルージュ、ポル・ポト派の国内での虐殺等があったものの記憶の場です。こちらが考古学的遺跡ということではなく、記憶にとどめるべき場所であるということです。あるいはプノンペンの中にあって大変有名な場所ですが、トゥールスレン刑務所で、もともとの学校をそのときに刑務所に使い、現在は、当時の出来事が展示された博物館になっています。

こちらはサイト・オブ・メモリー、として、このようなものを登録するときにはどのような手順で行うのか、世界遺産委員会で議論が終結したことを受けて一年前から登録されるようになってきたものです。そのような意味では、本日の議論に多少つながるのかもしれませんが、例えばこの学校が建築学的に優れているということでもなく、考古学的遺跡や建築とはかなり

ファヤの古代景観（UAE）

(© Muhasin Pallikkal)

図 12

ファヤの古代景観（UAE）

(© Institute for Heritage Management)

図 13

カンボジアの祈念施設
弾圧の中心地から平和と回想の場へ

(© TSGM)

図 14

カンボジアの祈念施設
弾圧の中心地から平和と回想の場へ

(© TSGM)

図 15

違うコンテクストでの議論が必要です。

もう一つ、『インドのマラータ軍事景観群』です（図16・17）。こちらは、このような山の上に城塞がたくさんあり、全体としてネットワークを形成しているものでした。こちらは記載延期勧告でしたが、インドにとって非常に重要な資産とのことで、われわれもかなり詳細に説明はいただきました。こちらも最終的には記載をされました。少し見えにくいかもしれませんが、山の稜線に城が築かれています。あまり写真のみでの印象で語るのは避けなければいけませんが、ある意味では分かりやすく、特徴的なことは確かです。なぜこちらがポジティブな評価を受けられなかったのかというと、個人的には、どちらかというと世界遺産のさまざまな特殊なルールの中にどのように載せるのかという道筋の、見解の相違だったのではないかと考えています。具体的には城塞がたくさんある中で、どこの範囲までを資産として選び、緩衝地帯をどのように設定するのか、その上で価値をどのように主張するのか、あるいはもう一つ議論があったのは、このようなものを景観と呼ぶのかどうかです。もちろん幅広い一般的な意味では、こちらは景観でなくはないですが、こちらも世界遺産のコンテクストでの一定のルールの中での景観という概念が当てはまるのかどうかについて、かなり議論がありました。

もう一つは、パナマ運河の太平洋と大西洋を隔てる場所である『植民地時代のパナマ地峡越えルート』も新規に登録されました（図18・19・20）。そちらの『地峡越えルート』も新規に登録されました。資産そのものの素晴らしさもさることながら、むしろ手続き論として非常に興味があるものでした。こちらはパナマ運河、パナマの地政学的な重要性に鑑みて、城塞な

植民地時代のパナマ地峡越えルート（パナマ）

図 18

インドのマラータ軍事景観群

図 16

植民地時代のパナマ地峡越えルート（パナマ）

図 19

インドのマラータ軍事景観群

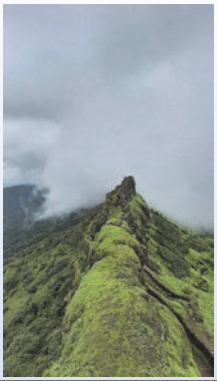

図 17

植民地時代のパナマ地峡越えルート（パナマ）

図 20

どがある場所です。あるいは町場に取り込まれていますが、このような古い建物の遺構があるものです。地図上で赤く表示されている部分は、既に世界遺産になっていた所です。今回、黒く表示された部分を足して、新しい推薦として登録しました。なぜ拡張ではないのか。さまざまな経緯があり、過去のものを含む形で、新しい推薦として新規に登録されたものです。

具体的にいうと、世界遺産委員会の議論を長くフォローしている方は思い出される方もいるかもしれませんが、こちらの「ARCHAEOLOGICAL SITE OF PANAMA VIEJO」として登録されていた資産の、港町がある所が、航空写真を見ると、このようになっています（図21）。岬状に出っ張った場所に古い町並みがあり、古い建物群がたくさん残っています。10年ほど前に世界遺産委員会で何度も保全状況についての議論がありました。このような山が迫っている地形ですので、道路を通すとすれば海沿いの平地になります。そうすると古い町並みをも壊さなければいけなくなり、どうしようとなり、結果的にはこのように、海側にこのように橋を架けたものです。そうするとこの辺りを物理的に道路が通ることはありませんが、これでいいのかというものでした。

当然ですが、こちらの計画案についてはかなりの議論がありましたし、ICOMOSもかなり強い意見を言っていました。こちらのみではありませんが、このような議論が続き、パナマ政府側の認識としては、世界遺産から抹消される恐れがあると思ったようです。その辺りはレポートに詳しく書いてあります。別に世界遺産委員会はそのようなことは言っていませんが、パナマ政府としては、抹消されると困ると考え、こちらを含めて拡大する新規の登録案件が出てきました。その間、何度もUNESCO、ICOMOSの視察団が訪れ、議論を続けて、最終的にこの価値を示すためには、よりたくさんの資産を入れて、より幅広い形で価値を主張するのがいいということでした。

もう一つ紹介します。今回は世界遺産として認められなかったものです。ポルトガルの『アルヴァロ・シザ』の建築です（図22）。ル・コルビュジエの作品群など、建築家の名前を付して登録されているケースが、最近散見されていますが、そのようなものの一つです。アルヴァロ・シザがどの程度、偉いのかという議論はなかなか難しいですが、どこまで評価できるのかという議論は当然ありますし、今後さまざま出てくるのではないでしょうか。世界遺産の範囲がどんどん拡張していく中で、最初はいいのですが、例えばル・コルビュジェであれば、誰がなんといっても建築家として3本の指に入るのではないかというところですが、さらに進むと議論が難しくなってくる例なのかもしれません。

総じて、今回極めて特殊という案件はあまりなく、そういった意味では、これまでのパターンの中に収まるものが多かった印象です。

次に保全状況の審査です（図23）。世界遺産委員

図 22

図 21

図 23

会は新しい資産を登録するのみならず、既に世界遺産になっているものの保全状況について、問題があるものについては議論を行います。今回、議論の対象となったのは248件です（図24）。そのうち56件は危機遺産になっているものです。その中で、危機遺産から脱却できたのは3件ありました。議論と言いましたが、そのすべてについて実際に世界遺産委員会の場で議論を行い、意見が出たわけではありません。実際に具体的に議論を行ったのは248件のうち、本当にわずかです。他のものはどのようになるのかというと、レポートと決議が文書で示されて、特に議論を行わず、すべての委員国がそれをそのまま受け入れていいといったものです。リストを読み上げて終わりにします。もともと世界遺産委員会は、今よりも日数が長く、あるいは1日の時間も長かった時代もあり、そのときは保全状況についてもかなりの数を議論していました。とても時間がかかっていたのですが、最近はあまり時間をかけません。

どのようなものが実際に議論されるのかというと、危機遺産になっていないものでも危機遺産入りが提案されているものは、さすがに議論も行わないわけにはいきませんので、そのようなものは必ず議論します。しかしそれ以外は、基本的にすべて、どこかの委員国が議論をしたいと手を挙げたものです。そのほとんどは、決議内容を修正したいという意図があったものです。その他、決議内容そのものを変える必要性まで感じられないものは、そのまま原案が承認されます。世界遺産委員会では、どうしても議論を行わなければいけないことがたくさんありますので、タイムマネジメントの観点から、仕方がないのかもしれませんが、10年ほど前からは随分様変わりしたことの一つです。

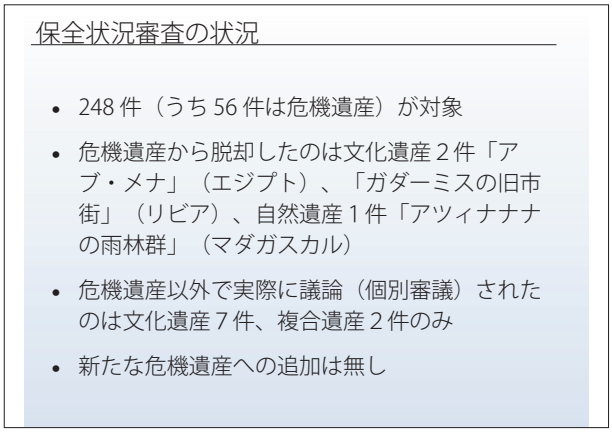

図 24

今回新たな危機遺産に追加されたものはありませんので、危機遺産は数が減ったのみになります。ちなみに、危機遺産からの抹消が決まったときには、委員会全体で、温かい拍手が起こり、前向きなことという感覚が強いです。そのような意味では、こちらは世界遺産の本来の目的に最も近い部分と言えるのかもしれません。

次に、その他の議論です（図25・26）。いくつかありましたが、非常に残念な話として、オブザーバーの参加資格の議論がありました（図27）。NGO、

図 25

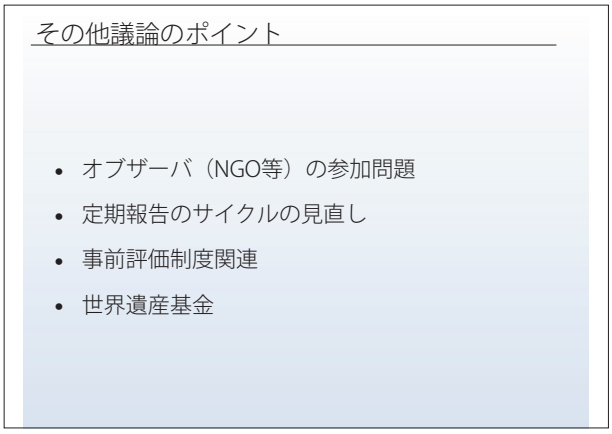

図 26

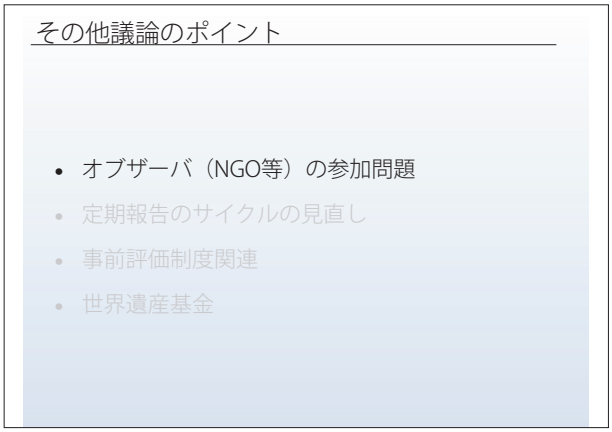

図 27

IGOについては、委員会の最初の部分で承認をした上で入ってもらいます。そこであるNGOが、関連する国から、その参加が適切ではないという意見が出て、そのNGOはお断りをしようとなりました。しかしあまりそのことをじっくりと議論したわけではありませんので、後になり、かなりの数の国が、われわれとしてはよく考えるとこの結論は正しくなかったと考える、従って、その判断に賛成できないということを明示的に記録してほしいという意見が相次ぎました。もともとNGOの参加資格、そして議論への参画のあり方については常に議論があります。

もう一つは、定期報告のサイクルの見直しです（図28）。これまではそれぞれの地域ごとにずっと順番に行っていましたので、大体10年に一度の感じで回ってきましたが、それでは長いので、地域ごとにオーバーラップする形で行う（図29）。したがって各地域ごとにみると6年程度の期間で回ることになります。もうひとつのポイントとしては、今回少しだけ、暫定一覧表に載せてからのタイムラグの規定が短くなりました。ただそのこと自体はスケジュールが少し変わったということのみですが、事前評価に掛かったものがどのような評価だったのかについては、それが世界遺産として新規登録で議論されて初めて出てきますので、それはまだ分かりません（図30）。ご存じのとおり、例えば日本では、彦根城が事前評価申請を出して答えが返ってきていますが、他の国で一般的にどのような状態だったのかについては、これから明らかになっていきます（図31）。このようなものは制度が安定して運用されるようになるまでは少し時間がかかりますので、まだ5年程度は試行錯誤しつつ進むことになるでしょう。

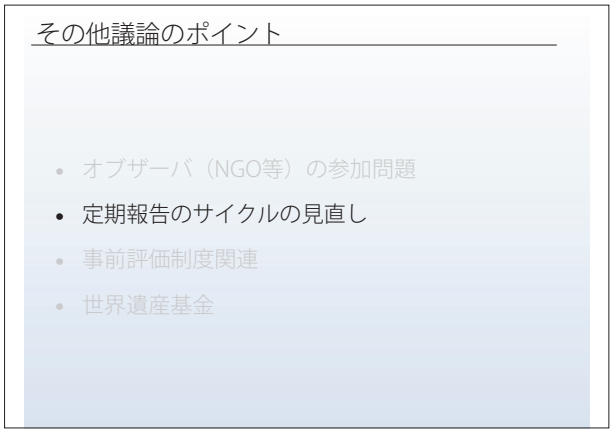

図 28

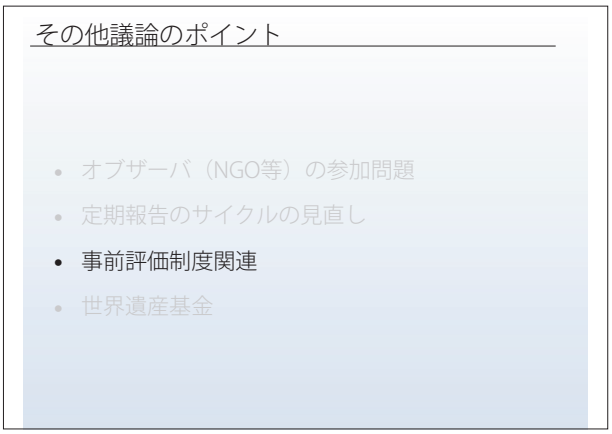

図 30

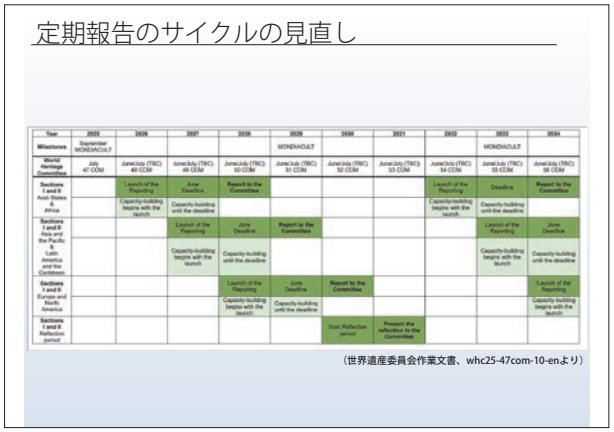

図 29

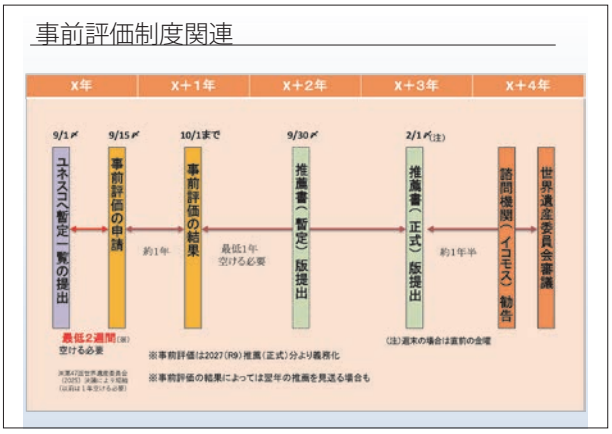

図 31

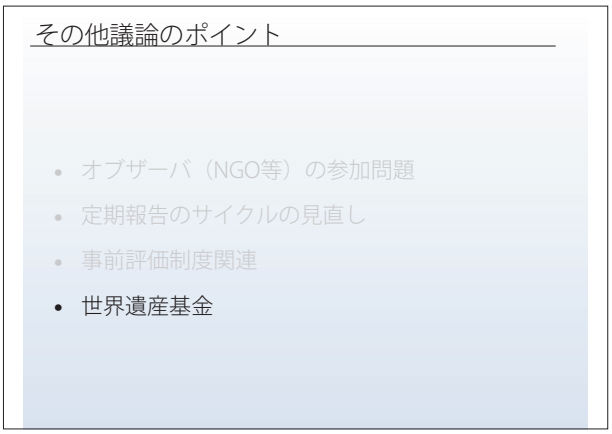

図 32

次に世界遺産基金の話です（図32）。世界遺産のいくつかある柱のうち、基金からそれぞれの国にお金を出して助けようというものがあります。これについてもかつてはかなり長い時間をかけて議論を行っていましたが、最近は、あまり長い時間の議論は行わなくなりました。実際にどの程度お金を出しているのかというと、日本円にすると総額で1億5000万円程度です（図33・34）。しかし件数で割ると、1件当たり400万円から500万円程度です。そのほとんどが3万ドル以下です。それで一体何ができるのかという問題はありますが、世界遺産委員会が世界遺産としてお金を出すというと、さまざまなドナーが他にお金を出すので全体として意義があるというのが説明です。こちらも、残念ながらその位置付けが、あるいは議論の対象としては影が薄くなってきているのは事実です（図35・36）。

世界遺産委員会の構成も、世界遺産が始まった頃から比べると大きく変わっていますが、直近でもかなり変わりました（図37・38・39）。昨年秋の締約国総会で新たな委員国が選出されました。太字になった

図 33

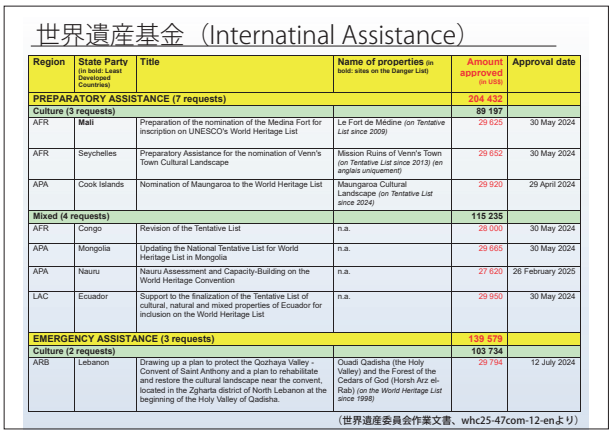

図 36

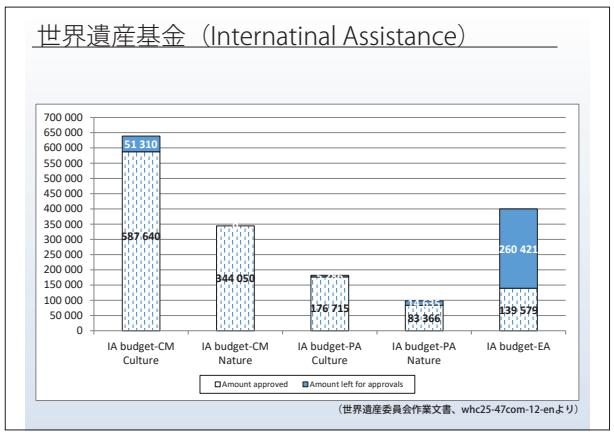

図 34

図 37

図 35

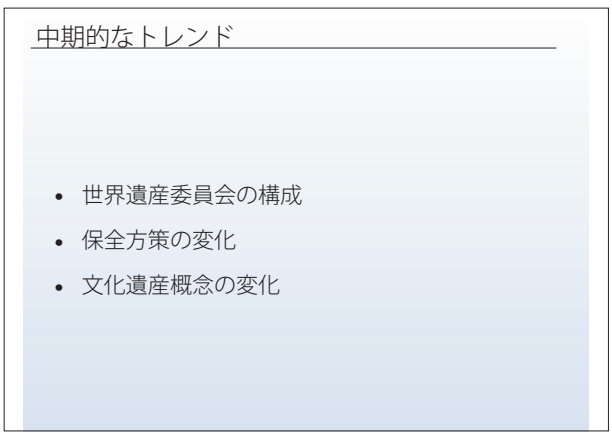

図 38

所が2025年の選挙で通って新しくなったところです（図40）。西欧と北米が2カ国で、東欧が5カ国と続きます。全体のトレンドの話のみをしますが、端的にいうと西欧、北米は、随分と少なくなりました。例えば10年前では、西欧・北米3カ国、東欧3カ国、アジアは一貫して5カ国ある状況です（図41）。もう少し前、例えば20年前では、西欧・北米で5カ国でした（図42）。こちらもなかなか数値的に示すことはできませんが、世界遺産を専門的によく知っていて、かなり中身の、あるいは保全に対する議論を行いたいと考える国の割合が減ってきた印象はあります。もちろん各国それぞれ専門性もありますし、個々の資産ごとに状況は違いますが、世界遺産委員会での議論が、細かい部分に立ち入ることがなくなってきたことと軌を一にして、委員国の構成メンバーも随分、替わってきている印象はあります。

もう一つ、世界遺産として求められる保全方策のトレンドの話を、ぜひお話したいと思います（図43）。世界遺産条約ができた当初に関わっておられた、東京文化財研究所の昔の所長、伊藤延男先生に話を伺ったことがあるのですが、当初は基本的に、各国の仕組みに基づいてきちんと行ってくださいという感覚が強かったそうです（図44）。しかし、それではなかなかうまくいかなくなりますので、1990年代から、管理計画のような形で、管理方法について具体的なプランを示してくださいという方向性が非常に強く出ました。これは作業指針にも当然、反映されています。しかし、ご存じの方は多いかもしれませんが、2010年頃、15年前頃から始まって、現在では遺産影響評価が重視されています。すなわち、既存の規制や計画がどのようなものであっても、課題があったとき

図 39

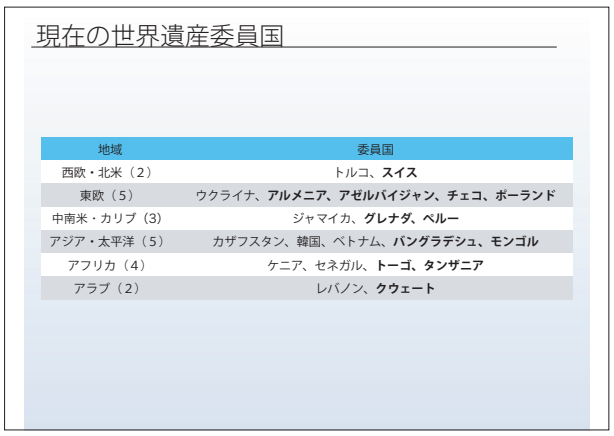

図 40

図 41

図 42

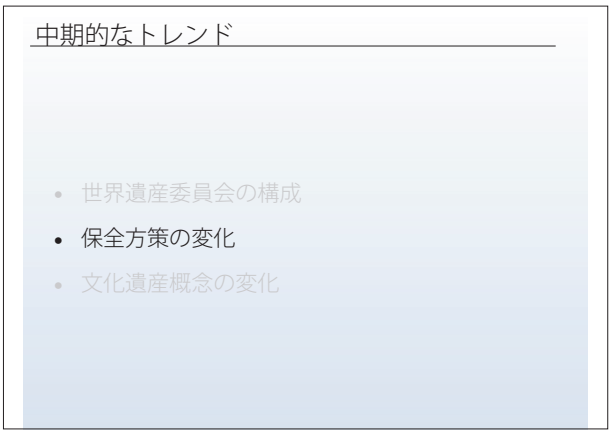

図 43

には個別に評価を行う必要があると言われるようになりました。これは当然、難しいところもありますし、利点もありますが、このような形でUNESCOが、改訂版ですがマニュアルを出すことにより、どのように行うのかについてもほぼ共有されていますし、ほとんどの保全状況の議論の中で、課題の核心はHIAを行っていないことだと言われたりすることも増えてきました（図45）。

これに関連して、私が課題として感じているのは、遺産の概念、特に誰が遺産の持ち主であって、誰が守るのかということです（図46）。世界遺産委員会のさまざまな規定、あるいは条約の文章を見ると、非常に古い時代の、物としての文化遺産を、専門家が専門的見地から決める、あるいは意思決定を行うという考え方が散見されます（図47）。しかし、それのみでは駄目ですので、コミュニティ-コミュニティが何かという議論は非常に多様ですが-広い意味でのコミュニティの参画を求めようという考え方が強くなってきました（図48）。最初は、コミュニティは遺産の管理をしてもらいますし、周りにいる人たちですので、その意見をきちんと聞こうということだったと考えられます。すなわち専門家は、コミュニティときちんとコミュニケーションをとった上で判断をするのです。

しかし、だんだんそうではないと、不動産系の議論よりは、例えば文化人類学、あるいは無形などのさまざまな議論の影響でしょうが、遺産とはそもそもコミュニティのもの、コミュニティに内在するものであり、専門家は外部から中立的な意思決定が成り立つのかではなく、きちんとコミュニケーションを行い、必要な情報を提供していくべきという議論が中心になったように感じます（図49）。これは分野によっ

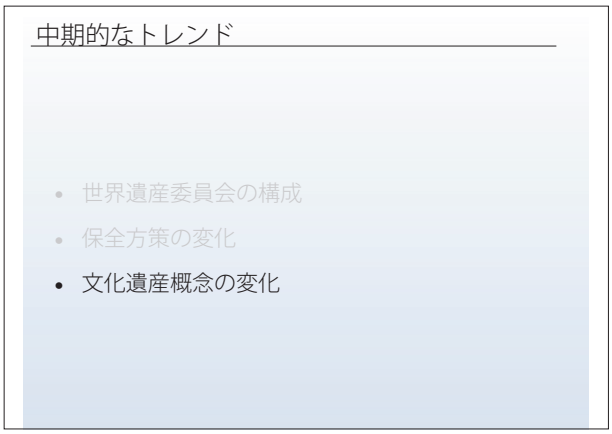

図 46

図 44

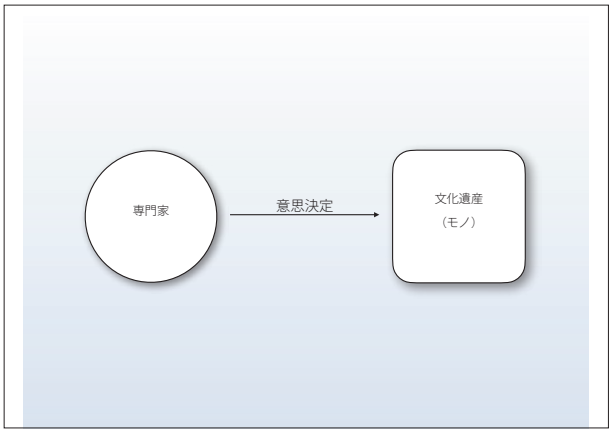

図 47

図 45

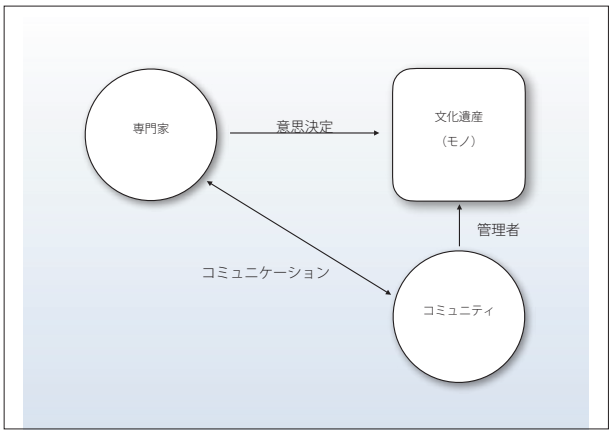

図 48

てもかなり違います。さらに言えば、その帰結として本当に専門家は必要なのかという話もあります。専門家は要らないとはっきり話す方が、ICOMOSの関係者でも何人かいます。それが妥当かどうかは分かりません。なぜHIAの話の続きでこのようなことをお話しするかというと、HIAにおいては、もちろんコミュニティと議論して行おうとは言われていますが、最後は中立的、客観的な話をしてくださいという考え方が強いです。そうすると、こうした遺産概念の変化に逆行すせる感じがなくはないというのが、私の根源的な悩みです。繰り返しになりますが、HIAは大事ですし、そもそも求められていますので行わなければいけませんが、 それだけに留まらず世界遺産の管理はどのようにあるべきなのか、誰のものなのかという議論とつながっているといってもいいのかもしれません。

本年の世界遺産委員会は、委員会の議論としては、特筆すべきことがたくさんあったとは言えませんが、3、4年あるいは5年ほどのスパンで見ると、大きな傾向の中にあることは明らかです（図50）。すべての文書は公開されています[2]ので、興味のある方は会議資料を直接ご覧いただければと思います。私の話は以上です。ありがとうございました。

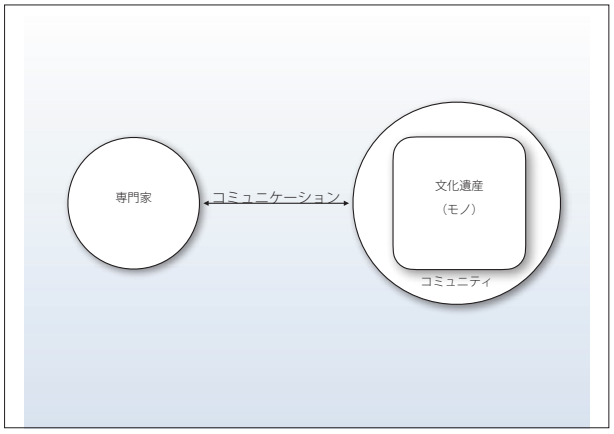

図 49

図 50

2. UNESCO World Heritage Centreウェブサイト： https://whc.unesco.org/en/sessions/47com/

無形文化遺産の保護に関する条約をめぐる近年の国際動向

野嶋 洋子（のじまようこ）
アジア太平洋無形文化遺産研究センター 研究担当室長

2008年、ハワイ大学人類学部大学院で博士号を取得。専門はオセアニア島嶼地域の文化史、遺産研究で、バヌアツを主なフィールドとして調査研究を行う。帰国後、国際日本文化研究センタープロジェクト研究員を経て、2014年から5年間、アジア太平洋無形文化遺産研究センター(IRCI)にアソシエイトフェローとして在籍。無形文化遺産と災害リスクマネジメントに関する調査研究事業の企画・運営をはじめ、無形文化遺産保護に関連する様々な事業に従事した。2021年より同センター研究担当室長として、持続可能な開発や気候変動など、今日の世界的課題に注目した無形文化遺産の国際協力事業を主導している。

皆さん、こんにちは。アジア太平洋無形文化遺産研究センターの野嶋です。よろしくお願いします。本日は『無形文化遺産の保護に関する条約をめぐる近年の国際動向』と題して話をします（図1）。具体的な内容に入る前に、私が所属する組織について簡単に説明します。

アジア太平洋無形文化遺産研究センターは、本日、会場になっている東京文化財研究所と同じく、国立文化財機構の一組織で、2011年に設立されました。事務所は、大阪府の堺市にあります。長い組織名ですので、英語の略称を使って、IRCIと読んでいます。IRCIのロゴがこちらにありますが、左側にはUNESCOと無形文化遺産の標章があります。下のほうには、Centre Under the auspices of UNESCOとあります。これは私たちのセンターIRCIが、UNESCOの無形遺産領域のカテゴリー2センターだと示しています。カテゴリー2センターとは、UNESCOに直接は所属しませんが、UNESCOの戦略目標やプログラムに貢献することを目的に、加盟国が設置する組織を指します。

無形文化遺産領域では、世界各地に八つのカテゴリー2センターがあります。アジア太平洋地域に関しては、日本、中国、韓国、それぞれにセンターがあり、役割を分担しています。私たちIRCIは、特に調査・研究の観点から、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護と条約の推進に貢献することを目的としています。職務上、UNESCOの無形遺産関連の動きを把握しておく必要があること、実際に条約における重点領域を考慮しつつ、条約の事務局やUNESCO地域事務所と相談を行いつつ、事業を計画しています。したがって、本日の報告は、日々の経験を踏まえての話になります。

皆さんに配布した資料にはありませんが、本日の報告の流れを簡単に説明します（図2）。最初に、皆さ

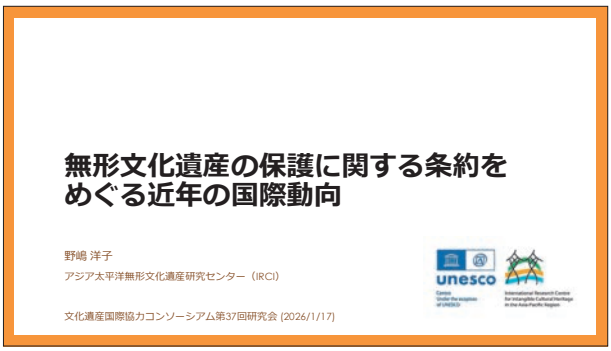

図 1

ん既にご存じのことでしょうが、無形文化遺産と条約に関する基礎的なことを確認した上で、リスト記載のメカニズム、グッドプラクティスの活用など、条約の運用に関する近年の見直しと議論について、2025年12月の政府間委員会の状況にも触れつつ話します。後半は、ここ数年で議論が深まってきている、無形文化遺産と持続可能な開発に関する動きについて、政府間委員会での議論、関連する国際動向など、話をします。なお無形文化遺産の運用に関連する動向については、2023年の第33回コンソーシアム研究会で、岩崎まさみ先生が詳細に報告していて、報告書も出ていますので、本日はその後の動き、フォローアップ的なところと、リスト記載以外のところでの動向について話をします。

まず無形文化遺産条約についてです（図3）。正式名称は、「無形文化遺産の保護に関する条約」です。無形文化遺産保護条約、さらにシンプルに無形文化遺産条約といった略称を用いることもありますが、条約の目的として明記されているように、保護というのが重要なポイントとなります。英語では、「protection」、「preservation」といった語彙ではなく、「safeguarding」という語彙を用いているのも特徴です。現状を保存するのではなく、時代と共に変化していくさまざまな実践を、生きている遺産として次世代に継承していくことを目指しているといえます。

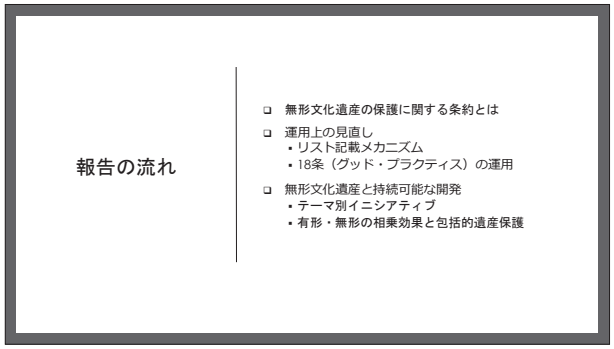

図 2

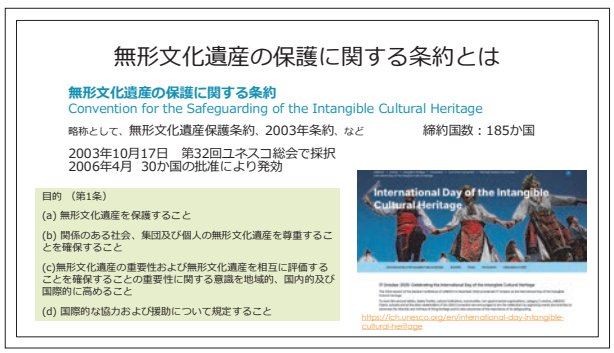

図 3

す。

2003年の第32回UNESCO総会で採択された条約であることから、2003年条約と呼ぶこともあります。2006年には30カ国が批准したことで条約が発効し、現在では185カ国が加盟するUNESCOの主要な文化条約の一つです。2023年で条約採択から20周年を迎え、無形文化遺産という言葉や条約に関する認知も広がってきています。ただ一方で、条約の理念やリスト記載の目的など、具体的な理解はあまり進んでいないのではないかと考えています。2023年、ちょうど20周年の年に開かれたUNESCO総会では、条約が採択された10月17日を無形文化遺産の日とすることが決まりました。2024年より特設サイトを設けて、幅広い参加を呼び掛けています。無形文化遺産の日のような記念日を設定することが、一般に向けて条約や無形文化遺産に関する理解を促進するよい機会のなるのではないかと考えています。

世界ではさまざまな地域に多様な人々が暮らしていて、それぞれにとって大切なさまざまな無形文化遺産があります。そうした多様性を理解して、相互に尊重すること、そのための国際協力と支援を行うことが条約の主たる目的です。ここでは無形文化遺産の定義を挙げていますが、特に注目したい点を赤字で示しました（図4）。1点目は、社会、集団および個人が自らの遺産として認めるもの、というところです。遺産としての価値や重要性を決めるのは、あくまでも担い手であるという点です。国や外部の専門家が決めるのではなく、世界遺産の評価基準にあるような、顕著な普遍的価値、オーセンティシティといったことも問題にしません。もう一点は、世代から世代へと継承され、環境、自然との相互作用および歴史に対応して絶えず再現され、というところで、無形文化遺産が変化していくことを積極的に認めています。こうした無形文化遺産の適応力を含め、保護、safeguardしていくこと

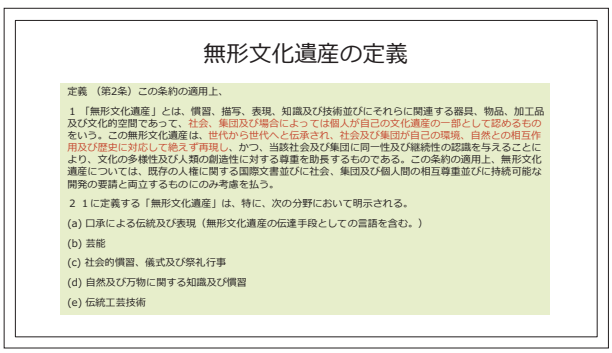

図 4

が重要です。この点は、後半で話をしますが、持続可能な開発との関連でも注目されている無形文化遺産の特徴です。

条約においては、無形文化遺産を保護するための国際的な枠組みとして、二つのリストへ記載と保護のグッドプラクティスの登録システムを定めています（図5）。最もよく知られていて活用されているのが『人類の無形文化遺産の代表的一覧表』、代表リストと呼ばれているものです。このリストは、本来は無形文化遺産の認知やその重要性についての意識の向上を確保し、文化の多様性を尊重するための対話を奨励するため、世界各地に多様な文化遺産が存在することを例示することを目的としたものです。世界遺産の無形版といったような言われ方をすることがよくありますが、実際の性格は大きく異なっています。特にリストに記載されたもののみが無形文化遺産となるのではなく、それらは世界に存在する多様な無形文化遺産の一例であって、各地には、リストには記載されていないそれぞれの地域コミュニティの人々や担い手にとって重要な無形文化遺産が数多く存在することを、広く認知する必要があると日々感じています。またコミュニティにとっての価値が重要であり、多様な無形文化遺産に優劣を付けないとはしながらも、この条約の国際協力の枠組みにおいてリストを記載する上では、締約国、国が、代表的なものとして提案案件を選定している、この点は、このリストが抱えている矛盾でもあるといえるのかもしれません。

『緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表』緊急保護リストは、グローバル化、都市化、地方の過疎化、生活スタイルの変化など、現代社会のさまざまな状況や、あるいは災害や紛争などのさまざまな困難に直面した無形文化遺産を記載することで、保護と継承に向けた積極的な措置を取ることを目的としています。したがって、条約の中では最も重視されているシステムです。世界遺産とは異なり、独立したリストとして存在しています。保護措置を実施するための国際支援要請と併せて申請できるようになっていて、UNESCOはこのリストへの提案を歓迎する傾向にあります。

一番下の第18条は『無形文化遺産の保護のための計画、事業及び活動』となっており、グッドプラクティスの登録制度に相当します。特定の無形文化遺産を選ぶのではなく、保護の実践事例を選定するという点において、条約の理念に最も沿ったシステムといってよいと思いますが、締約国は、代表リストや緊急保護リストへの記載を優先して、十分に活用されていないのが現状です。

図6は、これらのリストや登録簿の利用状況について、視覚的に提示できればと考えて、現在までに記載されている案件について、UNESCOサイトを使って整理したものです。現在、三つのリスト、登録簿を合わせて849件の記載がありますが、その8割以上を代表リストが占めています。特にヨーロッパとアジア太平洋地域からの記載が目立っています。後者、アジア太平洋地域については、実際は、太平洋諸国からの記載は極めて限られていますので、ほぼアジアからの提案です。中国が最多で45件の記載案件を持っていて、次にトルコ32件、イラン27件、日本と韓国はそれぞれ23件と続いています。グッドプラクティスについては、全体で43件と極めて限られている状況がご覧いただけます。そのうちの半数以上、24件がヨーロッパからの提案という点も特徴的です。またリスト記載の中には、複数の国が共同で提案する無形文化遺産の事例があります。国の枠を越えて、共通する文化遺産を理解して相互に尊重するものとして推奨されています。鷹狩りなどがその典型といえ、2010年に11カ国で記載されたものが、その後、数回にわたって拡張されていて、2021年では24カ国が参加す

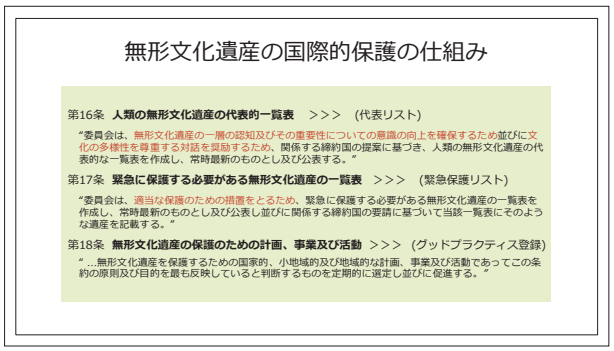

図 5

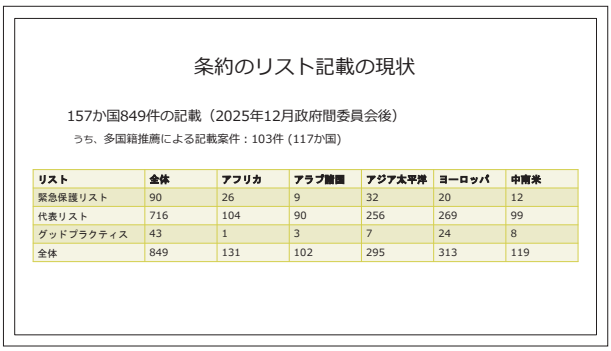

リスト	全体	アフリカ	アラブ諸国	アジア太平洋	ヨーロッパ	中南米
緊急保護リスト	90	26	9	32	20	12
代表リスト	716	104	90	256	269	99
グッドプラクティス	43	1	3	7	24	8
全体	849	131	102	295	313	119

図 6

る無形文化遺産事例となっています。

条約自体が、全体的な枠組みを規定するのに対して、実際の運用に関わる細かなプロセスは、運用指示書に規定されています（図7）。こちらは適宜改訂が行われてきています。この改訂については、2年に一度開催されている締約国会議の場で決定されます。条約の基本テキスト集、オンラインからダウンロードをすることもできますが、運用指示書もこちらに入っています。枠で囲っている部分が運用指示書の中身で、大きな章を示しています。この指示書の中で、リスト記載など国際協力メカニズムの運用方針や、評価基準なども定められています。特筆すべき点としては、2016年版から、第VI章として、無形文化遺産と持続可能な開発に関する章が追加されています。この点は、現在の条約の大きな関心を反映しているものといえます。

こちらのスライド（図8）で、皆さんがよくご存じの世界遺産との相違について理解する一助になればと考え、無形文化遺産の代表リストへの記載が、どのような基準で選定されているのかを紹介します。ご覧のように、五つの評価軸、評価基準が設けられています。まず、提案する案件が無形文化遺産を構成すること、次にリストへの記載が無形文化遺産要素そのものではなく無形文化遺産という概念全般のビジビリティを高め、対話を促進すること、また適切な保護措置があること、関連するコミュニティ、グループ、個人の可能な限り幅広い参加があり同意が得られていること、最後に、その案件を含むインベントリー、目録があることです。その要素が優れたものかどうか、歴史的な価値があるかどうかは判断材料となっていません。逆に、ユニークであるといった表現やオーセンティシティや起源に関するようなことは、多様な実践を等しく価値あるものとして評価する条約の観点からは、歓迎されない傾向があります。

先ほどご覧いただいたように、代表リストへの記載が集中していて、緊急保護リストやグッドプラクティスなど、より条約の精神に沿ったシステムが十分に活用されていないこと、またリストへの記載は12名の専門家で構成する評価組織が審査を行い、勧告を出しますが、情報照会とした評価が政府委員会の審議の中で覆される事例が多く、それが問題視されていたこと、また条約の運用が進むにつれて、具体的なニーズに対応するためのプロセスの明確化が必要だったことなどから、2021年から2022年にかけて、リスト記載メカニズムに関する見直しが行われました（図9）。またこれに先だって対話プロセスが導入されています。これは評価組織が提案書を評価する初期段階において、評価する上での記載が不十分な審査項目について、提案国に対して質問を投げかけて回答を得ることで、情報照会とはせずに、記載として勧告できるようにするものです。2019年に試験的に導入されて、その後2022年の締約国会議では、運用指示書に追加されて正式なプロセスとなりました。これ以降、ここ数年は情報照会となる提案書が格段に減り、政府間委員会に提出される案件のほぼすべてに記載勧告が出るようになっています。

リスト記載メカニズムの見直しについては、第33回研究会の報告に詳しいので細かい説明は省きますが、研究保護リストから代表リストへの記載案件の移

図 7

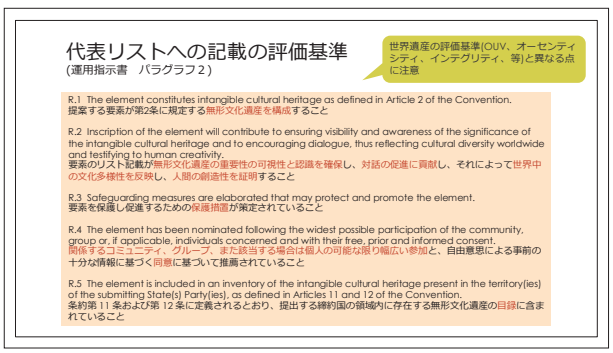

図 8

図 9

行プロセスが整備され、申請書フォームについても大幅に簡略化が図られました。その結果、拡張提案や縮小提案が容易になりました。加えて、多くの申請書で課題となっていた評価基準R2、つまり、「案件の記載が無形文化遺産全体の認知向上にどのように貢献するのか」という問いについては、提案書全体の記述から判断することとされました。代わって、「無形文化遺産がどのように持続可能な開発に貢献するのか」という観点からの記述を求めるものへと変更されています。現在は、この新しいフォームを用いた提案書の作成と審査が動き始めた段階にあります（図10）。

条約第18条のグッドプラクティスについては、リスト記載に関する議論とは別に、2023年に専門家会合、政府間ワーキンググループを通じて議論が行われました（図11）。私自身、この専門家会合に参加する機会を得て、各国の専門家と一緒に課題を議論することができました。申請書作成のハードルを下げるため、以前は10項目もあったグッドプラクティス登録の評価指標が、4項目にまで簡素化されました。また、さまざまな保護の実践事例を共有できるオンラインプラットフォームを構築することが検討され、現在はその暫定版、あるいは試験版と言ったほうがいいのかもしれませんが、UNESCOのウェブサイトで公開されています。さらに現在は確か韓国だったと思いますが、本番の本格的なプラットフォームを作成するためのコントラクトが行われていると承知しています。

一方で、どうすればこのグッドプラクティスへの登録申請を増やすことができるのかという点については課題が残りました。なぜかというと、各締約国は現状2年に一度のペースでしか審査の機会が回ってこず、代表リスト、緊急保護リストへの記載を優先する傾向は変わっていない状況があるからです。しかし、リスト記載案件の保護措置、申請書に記載された実際の保護措置、緊急保護リストから代表リストへ移行する無形文化遺産の保護のため実際に実施された措置や取り組みの中に、有効な実践事例を見いだすことができるのではないかといった建設的な提案があり、実際の運用にもそのようなことが反映され始めています。

無形文化遺産条約におけるリスト記載案件の審査、国際支援に関する議論などは、毎年12月前半頃の時期に開催される政府間委員会の場で行われます。位置付けとしては、2年ごとに、パリのUNESCO本部で開催される締約国会議の下にありますが、リスト記載の決定を行う重要な場です。またホスト国にとっては、自国の文化遺産をアピールする機会でもあり、会期中さまざまなイベントが企画されます。私たちのような研究者にとっては、各国の政府関係者や無形文化遺産担当者、あるいは各地の研究者の方々と交流することができる絶好の機会にもなります。直近の第20回政府間委員会は、先月12月8日から13日の日程で、ニューデリーの世界遺産レッドフォートを会場として開催されました（図12）。私自身も、カテゴリー2センターとして、本会議に参加しました。

今回の委員会では、67件の記載が決定しました。その内訳はこちらに示したとおりです。緊急保護リストへの記載が11件で比較的数が多く、評価できました。代表リストへの記載は53件、グッドプラクティスが1件、緊急保護リストから代表リストへの移行提案が2件です。事前資料の段階では68件の提案が出さ

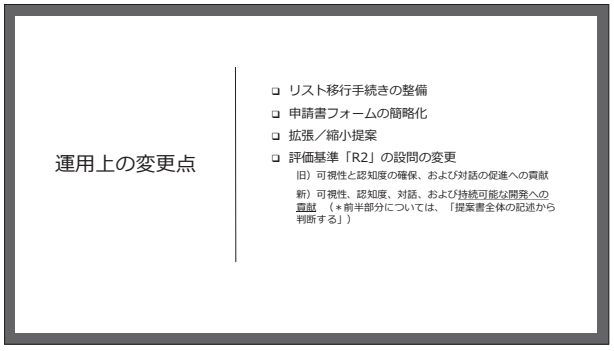

図 10

図 11

図 12

れていましたが、情報照会となっていた1件は事前に取り下げられたため、残る67件すべてが記載されることになりました。現在、1年のサイクルで審査する提案書の数は60件を上限としていますが、運用の見直しにより整備されたリスト間の移行、拡張または縮小提案の審査については、試験的に上限の枠外となり、実際の数としては60件よりも多くなっています。記載案件の審査以外に、他のさまざまな議論が行われましたが、関係者間で関心の高い議題として『無形文化遺産と持続可能な開発に関するテーマ別イニシアチブ』がありました。ここ4年ほど、毎年継続して行われています。また後ほど話をしますが、私はこの議題が近年の無形文化遺産保護条約における重要な課題だと理解しています。

先ほど述べたとおり、近年の運用の見直しにより、緊急保護リストから代表リストへの移行プロセスが整備され、今回の委員会では、ご覧の2件の案件について、代表リストへの移行が決まりました（図13）。いずれも2011年に緊急保護リストに記載されていたものです。代表リストへの移行が決定すると同時に、この間に実施された保護措置についても、申請書の内容および定期報告における記述などを元に評価が行われ、評価組織よりグッドプラクティスとしての推薦を受けて、そちらにも登録されることになりました。このようなプロセスでグッドプラクティスが登録されるのは、今回が初めての事例になります。

図 13

同じく別枠で審査された拡張提案案件です（図14）。6件の提案がありました。そのうちの3件は、日本による国内での拡張提案で、残る3件は、それぞれ多国籍の記載案件に新たな国が参加するものでした。日本の3件の提案について、どのような評価が得られるのか、関心を持って見ていましたが、より多くのコミュニティの参加に配慮する姿勢が条約の精神に沿ったものだと、非常に良い評価が得られていましたので、大変良かったと私は考えています。

ここからは視点を変えて、無形文化遺産と持続可能な開発に関連する動きを紹介します（図15）。最初のほうのスライドで示したとおり、UNESCOでは、持続可能な開発における無形文化遺産の役割に注目していて、運用指示書に2016年版より新たな項目が追加されています。それに加えてウェブサイトや冊子を通じた認知向上にも努めています。こちらには挙げていませんが、オンラインの学習コース、地域の文化遺産、無形文化遺産を教育に活用するためのビデオ教材なども作成されています。左側には『Dive into ICH』というインターフェースを挙げています。リストに記載されているさまざまな無形文化遺産がどのようにSDGsと関わっているのか直感的に分かるような、触ってみると面白い、分かりやすいものになっています。条約が動き始めた当初は、消滅の危機から無形文化遺産を保護していくための措置に注力していましたが、持続可能な開発は、無形文化遺産が積極的に地域や社会、環境の持続可能性に貢献できるという新しい文脈と意義を提示しているといえます。これにより、近年の無形文化遺産保護は新たな展開を見せていると言ってよいのかもしれません。

ここでは特に、2022年から前回12月の政府間委員会までに積み重ねられてきた無形文化遺産と持続可能な開発に関するテーマ的イニシアチブについて、紹介

図 14

図 15

しておきたいと思います（図16）。このテーマ別イニシアチブは、無形文化遺産保護の経済的側面、無形文化遺産保護と気候変動、都市の文脈における無形文化遺産という三つの大きなテーマを掲げています。2022年にオンラインサーベイを実施した後、順番に、専門家会合を経てガイダンスノートを作成、公開するプロセスをここ数年行ってきました。スライドにリンクを示していますが、それぞれのガイダンスノートが公開されていて、ご覧いただけるようになっています。

2025年12月の政府間委員会をもって、この三つの課題すべてについて、ちょうどガイダンスノートが出そろった段階です。この後、数枚のスライドで簡単にポイントを紹介しますが、いずれも具体的な対応策を提示しているのではなく、全体的な方向性、課題の整理など、ジェネラルな記述にとどまっています。今後、調査研究も含めて事例の蓄積やツールキット等の作成を通じて、より具体的な提案につなげていく流れのようです。

無形文化遺産保護の経済的側面については、これまではどちらかというと実践の脱文脈化、不正流用、誤用、過度な商業化を招くリスクと見なされていて、排除されていく傾向にありました。提案書の評価においても、このような語彙をもちいてネガティブな側面に注意するよう勧告に記載されることもよくありました。一方では、どこまでが認められて、どこからが行き過ぎになるのか、一定の基準を示すべきという意見が、締約国からも出ていました。このガイダンスノートは、条約の枠組みにおいて保護計画を作成する上で、経済活動にまで言及する新しい試みといえます。この中では特に、遺産に配慮した経済活動がコミュニティの持続的な経済発展を支えると同時に、無形文化遺産の継続、継承に貢献するものとして位置付けています。

ガイダンスノートの中では、経済的側面を保護計画に統合するためのステップとして、いくつかポイントが提示されていました（図17）。まず、無形文化遺産に関連する文化・社会・環境・経済的意義や価値、アクセスや使用に関わる慣例、使用の文脈、担い手自身にとってどこまでの変化が許容されるのか、その範囲の特定、潜在的リスクと利点についても特定を行います。生産や消費がどのような利益をもたらすのかについても考えます。それを踏まえ、無形文化遺産の意味や価値、保護の取り組みについて、第三者の理解を促すための行動や計画を策定します。不適切と判断される経済的活動の事例を特定した上で、予防策や是正策を考えます。また活動をモニタリング評価するプロセスを整備することが書かれています。このようなプロセスをもとに、今後UNESCOでは、分野別、関係者別の指針を提供するツールを作成していく計画のようです。

気候変動に関するガイダンスノートでは、気候変動による異常気象、災害、環境変化をリスクとして捉え、その文脈で無形文化遺産の保護を確実なものとしていくとともに、適応を含め、気候変動に関連する課題に取り組む上で、無形文化遺産が果たす積極的な役割についても注目しています（図18）。このような無形文化遺産の二つの側面に注目する視点は、2018年に災害などの緊急時の無形文化遺産の関連で作成されたガイダンスの延長として見ることができます。気候変動に関する議論がグローバルな課題として大きな枠組みの中で議論されているのに対して、ここでは非常にローカルなレベルでの実際の経験、具体的な影響を重視し、そのような視点から人々中心の対応策を推奨するものとなっています。無形文化遺産に関するこのような議論は、UNESCO文化セクター全体として取り組む『文化と気候変動』に関する議論の中でも、その積極的な役割が注目されています。今後、具体的

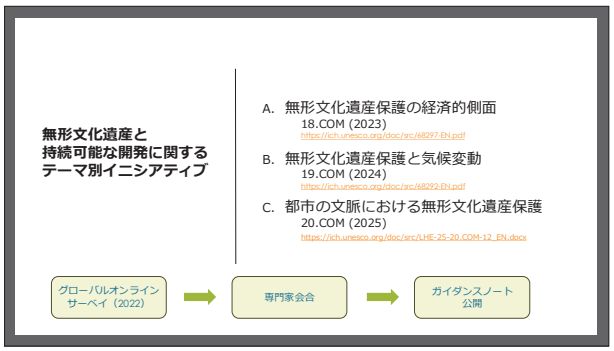

図 16

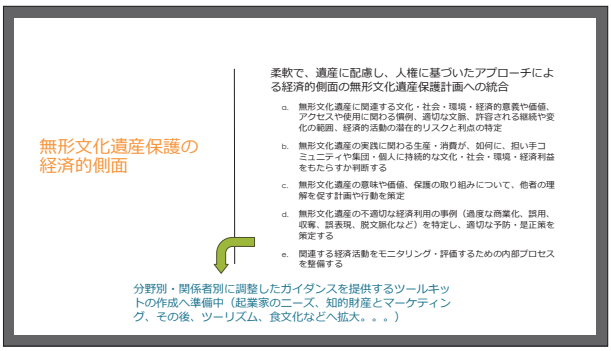

図 17

な指針を提示し、政策の強化に貢献するため、事例の調査や実践のモニタリング、ネットワークの構築といったことを構想しています。私たちIRCIとしてもこの課題には取り組んでいますが、このような動きに協力する方向で、今後、活動していくことができればと考えています。

都市の文脈における無形文化遺産保護では、世界各地で都市化が進み、主要な人口が都市という環境に居住する現代の状況において、いかに無形文化遺産を保護、継承していくのか、全体的な指針を示しています（図19）。この中では、特に歴史地区、公共空間、建造物など、特定の場所や空間と無形文化遺産との関連が注目されています。また、無形文化遺産の実践や継承がより持続的な都市開発の実現に重要な役割を果たすと同時に、持続可能な都市計画が、実際の無形文化遺産の保護、継承を支えていくという双方向での関係性があることを強調しています。ここでもリスクと利点の双方を把握することの重要性、また都市という文脈においては、マイノリティコミュニティの存在などに配慮する必要性があることにも言及しています。

都市における無形文化遺産の議論は、有形無形の文化遺産保護の相乗効果、包括的な遺産保護といった最近UNESCO内外で注目されている議論にも関連します（図20）。SDGsの文脈では、住み続けられるまちづくりを目指す目標11の中で、そのターゲット11.4が世界の文化遺産、自然遺産保護の強化を通じて持続可能なまちづくり、地域づくりを目指すものであり、文化遺産の貢献を直接的に訴える数少ないターゲットとしても注目されます。この文脈で無形文化遺産がどのような役割を果たすのかについては、IRCIでも注目しています。

最も大きな動きとしては、UNESCOがイタリア政府と共同開催しているナポリ会議です。世界遺産条約と無形文化遺産条約双方の専門家が集まり、未来の、と言ってもいいのかもしれませんが、21世紀の無形文化遺産について、2023年、2025年の2回にわたって議論を行いました。第1回会議の成果として提示された『The Spirit of Naples（ナポリの精神）』という行動喚起文書のようなものがあります。そちらでは、有形、無形、自然遺産はすべて人類の遺産として包括的に保護すべきであること、またそのためには、地域社会、コミュニティ主体の保護のアプローチが重要であることに言及しています。

関連する議論は、私たちにもっと身近なアジア太平洋地域でも始まっています（図21）。現状、どちらかというと世界遺産関係者主体の動きのほうが目立っていますが、私自身が参加したものでも、こちらに示したようなワークショップや会議がありました。左は、北京にあるUNESCO東アジア地域事務所と世界遺産領域のカテゴリー2センターである韓国の

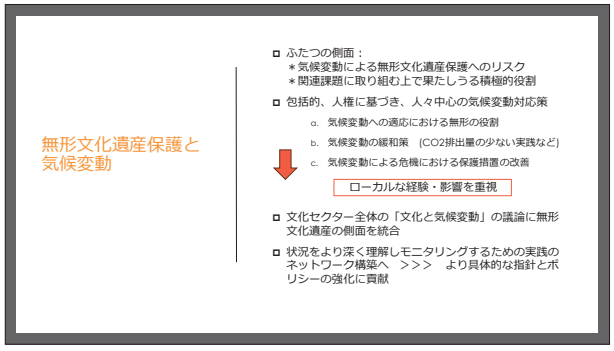

図 18

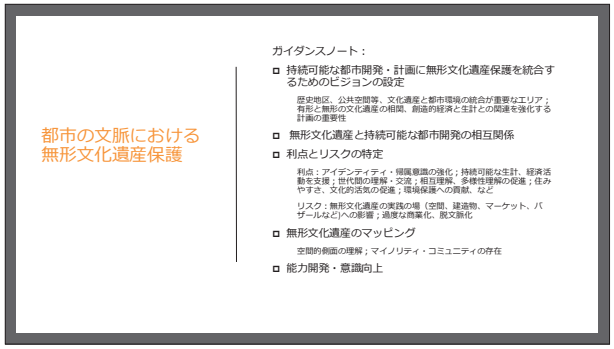

図 19

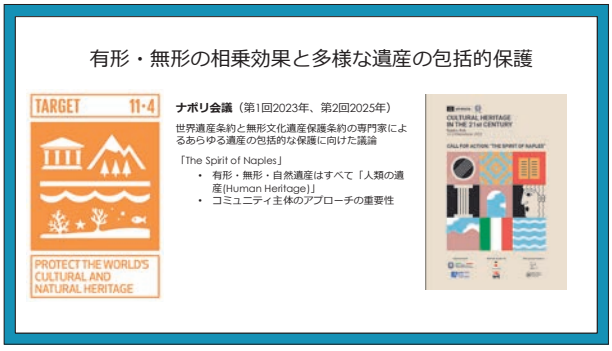

図 20

図 21

WHIPIC、中国のWHITRAPが共催で、東アジアの世界遺産管理者を集めて、有形と無形の相互作用について、それぞれが担当している世界遺産を例として議論を行うものでした。この会議では、私は唯一の無形文化遺産側からの関係者として、議論に加わりました。中央は、中国の世界遺産のカテゴリー2センターWHITRAPとUNESCOが主催したアジア太平洋文化遺産ネットワークの年次会合で、この機会には、世界遺産条約、無形文化遺産条約のカテゴリー2センター双方が集まり、いかに相乗効果を考えていけばよいのか、議論を始めました。

こうした議論に参加していて感じることですが、世界遺産条約に関わっている人たちが考える、彼らにとっての無形文化遺産の役割と、私たち無形文化遺産の保護を中心に据えて考える立場から見る世界遺産との相乗効果は少し違うところがあります。この辺りは、いかにすり合わせを行い、お互いの条約の推進と保護を高めていくのか、今後さらに議論が必要だと考えています。参考までに、一番右側には、私たちが12月のニューデリーの政府間委員会で開催したサイドイベントのラウンドテーブルで、アジア太平洋地域の文化的景観の保護における無形文化遺産の重要性について、インド、バヌアツ、キルギス、カンボジアの事例を紹介しながら議論しました。

どの会議においても強調されるのは、コミュニティの視点からは、有形、無形といった区分はないということです。両者を分けているのはUNESCOの二つの条約であり、主要な文化政策であって、またその枠組みに従って活動している私たち研究者、遺産管理者といってもよいのかもしれません。またこの先しばらく、さまざまなところで関連する議論が展開していくと見ていますが、先ほど話したとおり、世界遺産関係者の間での議論のほうが進んでいる印象があります。無形の側からこのような課題にどのように対応していけばよいのか、取り組んでいけばよいのか、今後、考えていきたいです。また、地域の人々が担い手となり保護の中心にある無形文化遺産は、地域のあらゆる遺産の包括的保護を考えていく上では、自然遺産と環境、公共空間、あるいは建造物、町並みなど、さまざまな要素を結びつける役割を果たすことができるのではないかと考えています。私からの報告は以上です。ありがとうございました（図22）。

図 22

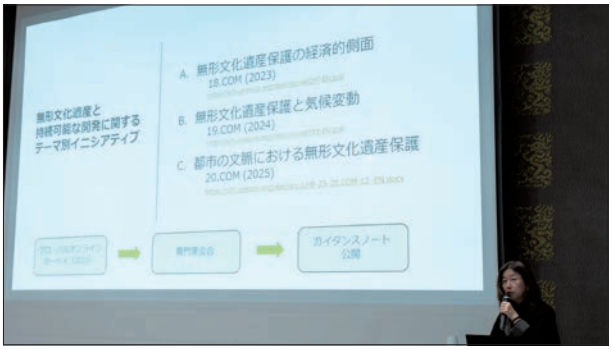

アフリカにおける遺産のオーセンティシティに関する国際会議での議論

岡崎 瑠美（おかざき るみ）
文化遺産国際協力コンソーシアム アフリカ分科会委員 /
芝浦工業大学 建築学部建築学科 准教授

慶應義塾大学にて学術博士を取得（2015年）。慶應義塾大学大学院助教、フランス国立科学研究センターの訪問研究員等を経て、2021年より芝浦工業大学建築学部建築学科准教授に着任。専門は建築史。20年以上にわたりエチオピアを中心としたアフリカにおける建築遺産の研究に従事している。

岡崎瑠美です。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。私は、これまで20年以上にわたり、アフリカの建築遺産を中心に、文化遺産の調査研究に携わってきました。本日の発表では、2025年5月にケニア、ナイロビのUNESCOにおいて開催された、アフリカにおける文化遺産のオーセンティシティに関する国際会議での議論を手掛かりに、あらためてアフリカの文化遺産が直面している課題とその可能性について考えてみます（図1）。

図 1

日本に暮らしていると、アフリカは地理的にも心理的にも距離があります。文化遺産という観点からアフリカを捉える機会は、決して多くありません（図2）。そこで本発表では、まずアフリカの現状として統計データを交えて、アフリカの現状を概観します。次に文化遺産をめぐる構造的な課題、とりわけ世界遺産の登録数の少なさにも触れます。3番目に、ナイロビの国際会議でどのような内容が議論されたのか紹介して、最後に、非常にミクロの話になりますが、アフリカの私自身の研究フィールドのエチオピアでの研究調査内容を踏まえて、今後のアフリカにおける文化遺産保護の在り方について話をします。

まずアフリカの現状です（図3）。アフリカの現状を理解する上で欠かせないのが人口動態です（図

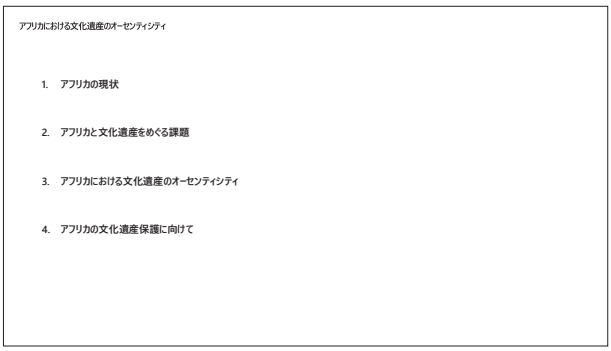

図 2

4）。2025年現在、アフリカの人口は、約15億人で、世界人口のおよそ18から19パーセントを占めています。1980年代と比較すると、人口は既に約3倍です。さらに注目するべきことは、将来予測です。2050年には約24億人、2100人は約38億人と、今世紀後半には、世界人口の3分の1がアフリカに集中することが見込まれています。つまりアフリカはこれからの世界を考える上で、人口的にも社会的にも中心的な存在になる大陸だといえます。

次に、日本とアフリカの人口トップ4カ国をこちらに掲載しています（図5）。ナイジェリアとエチオピアでは、今後25年間で、人口が約1.5倍になる見込みです。エジプトでは約1.3倍、コンゴ民主共和国では約2倍になる予測です。それに伴い、都市への人口集中が急速に進んでいます。多くの都市では、インフラ整備が追いつかず、歴史的な市街地や伝統的な居住空間が強い開発圧力にさらされています。人口増加と都市化は文化遺産の保存環境を大きく変える要因となっています。

次に、人口ピラミッドです（図6）。左から、世界、アフリカ、日本のグラフを示しています。特徴的なのは、アフリカは皆さまもご存じのように、非常に若年層が多く、世界で最も若い大陸です。次に、アフリカの多様性についてです（図7）。アフリカ大陸には、言語、文化、生活様式の異なる数千もの民族集団が暮らしているといわれています。しかし現在の国境は、19世紀末以降の植民地支配の過程で引かれたものです。その結果、本来は一体であった文化圏が分断される、また異なる文化が一つの国家にまとめられるなどしました。この歴史は、何が誰の文化遺産なのか、そして誰がその文化遺産の価値を決めるのか、現在まで引きずっています。アフリカの文化遺産を考える際には、植民地化の影響を避けて通ることはできません。

こちらは外務省のウェブサイトに掲載されている危険情報です（図8・9）。ご覧のとおり、アフリカは非常にオレンジ色や赤色が多い状況です。2026年1月時点での情報ですが、多くの地域が高い危険レベルとして示されています。日本ではアフリカ全体が不安定で、危険という印象を持たれがちです。しかしこのよ

図 3

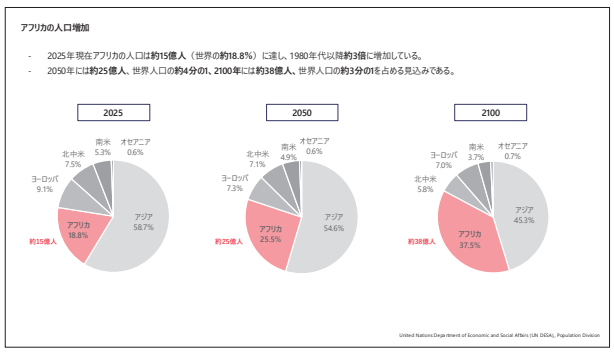

図 4

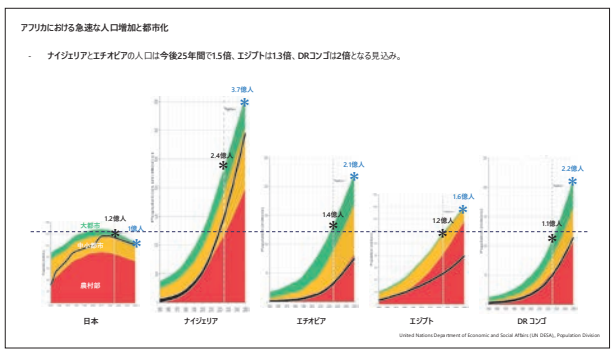

図 5

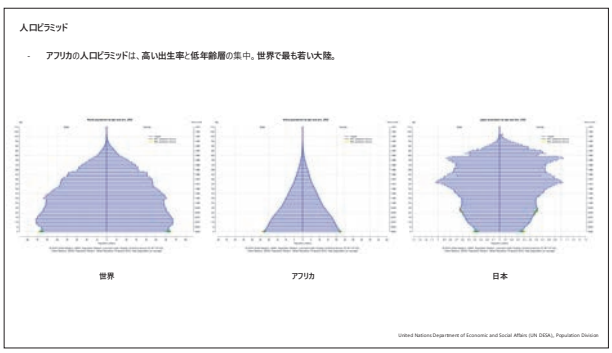

図 6

図 7

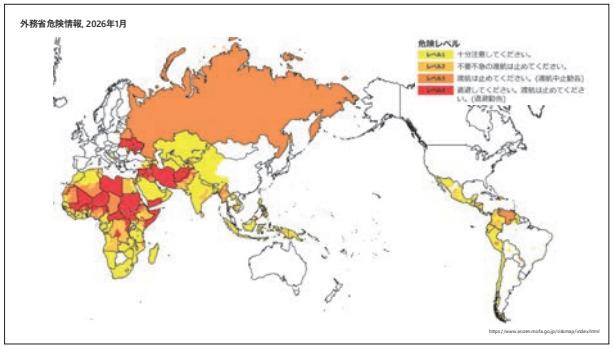

図 8

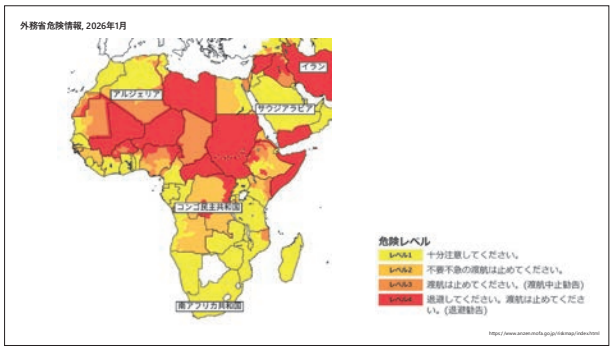

図 9

うなイメージの背後で、地域社会の中で日常的に守られて、使われて、意味付けられてきた多くの文化遺産が存在しています。この外からの視点と内側の現実のずれが、次に話をするアフリカの文化遺産をめぐる課題へとつながります。以上がアフリカの概観です。

次に、アフリカと文化遺産をめぐる課題について話をします（図10）。まず世界遺産の登録状況から見ていきます（図11）。現在、世界遺産は全体で1248件あります。そのうち108件、約8.7パーセントに当たるものがアフリカにあります（図12）。世界の面積比率は、アフリカは20.4パーセント、人口比率でいうとアフリカは18.2パーセントです。今後、どんどんこの割合が増えてくると予測されていることを踏まえると、非常に世界遺産の数が少ないといえます。

世界遺産の分類別構成を見ると、文化遺産がアフリカの中では55.1パーセント、自然遺産は39.8パーセント、複合遺産が5.1パーセントの割合です（図13）。しかし、この登録されている中身を見ていくと、遺産の65パーセント以上が考古遺跡、植民地期の建築を中心としていることが問題とされています（図14）。また自然遺産を含めて、遺産の定義が植民地的過去に基づいているとされています。そしてこれらの世界遺産の管理は専門家主導で行われていて、コミュニティが排除されがちです。また普遍的価値は、西洋的価値観と同一視されている傾向があります。アフリカの価値観は神秘的、あるいは後進的なものとして扱われてきてしまっていることが問題点として挙げられています。

こうした課題は、危機遺産の割合にも表れています。現在、危機遺産に登録されている遺産、56件中

図 10

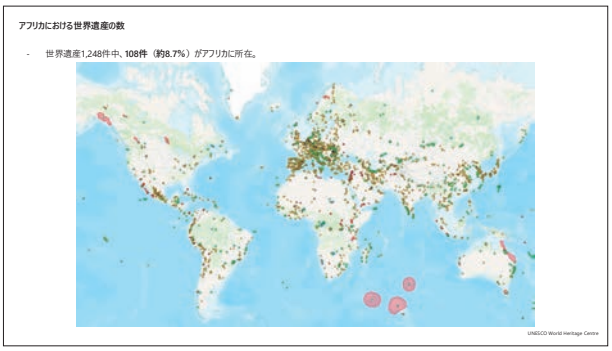

図 11

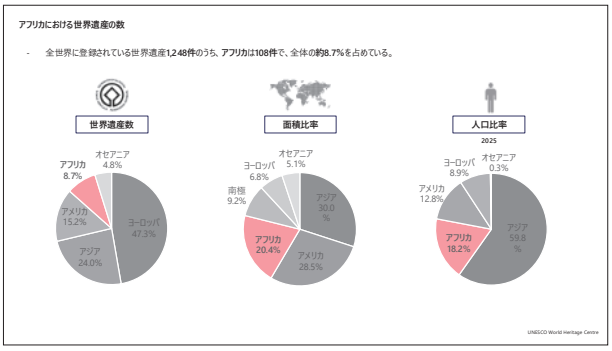

図 12

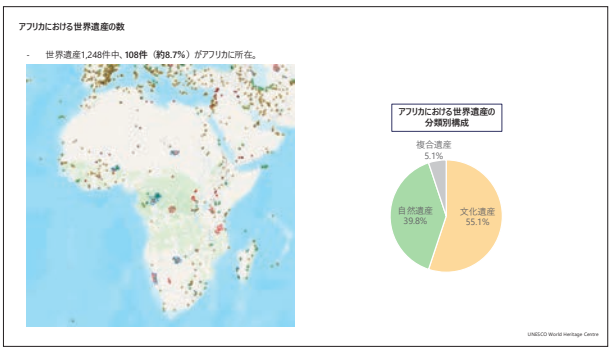

図 13

13件、約23パーセントがアフリカにあります（図15）。アフリカの世界遺産全体の約12パーセントが危機遺産に指定されている統計で、非常に高い割合です。また2025年時点で、世界遺産を一つも持たないアフリカの国が存在しています（図16）。これら八つの国が挙げられますが、このような問題もあります。

最後にアフリカ地域におけるオーセンティシティの保全をめぐる主な課題をこちらに整理しています（図17）。政治的・イデオロギー的影響、武力紛争と文化遺産の破壊、急速な都市化、開発、インフラ拡張、植民地主義的ナラティブと誤った表象、先住民の知識や伝統の喪失、商業化および観光化、気候変動と環境破壊、アクセス確保と保全の両立です。これらは他の世界の遺産の課題にもなるものもありますが、アフリカ的視点で見たときに非常に大きな課題となっていくものが多くあります。以上が、アフリカと文化遺産をめぐる主な課題です。

次に、これらの課題を踏まえた上で、ナイロビの国際会議の内容に入ります（図18）。2025年5月6日から9日にかけて、ケニアのナイロビのUNESCOにおいて、『アフリカにおける文化遺産に関する国際会議、コンセプトとオーセンティシティについての対話』が開催されました（図19）。この会議には、アフリカ各国をはじめ、世界各地から400人以上の方が参加しました（図20・21・22）。こちらは現地の様子です。参加した400人以上の中には、政府関係者、専門家、研究者、地域のコミュニティの方が参加しました。こちらの会議において、アフリカにおける文化遺産のオーセンティシティを巡って集中的な議論が行わ

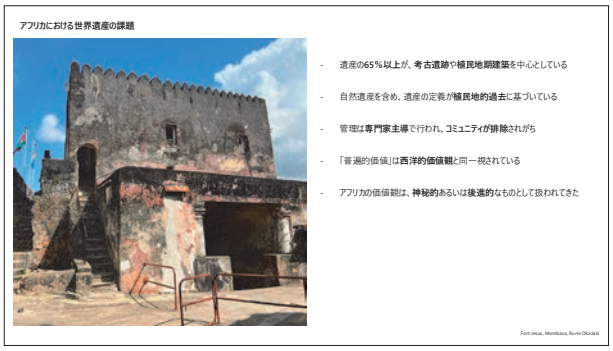

図 14

図 15

図 16

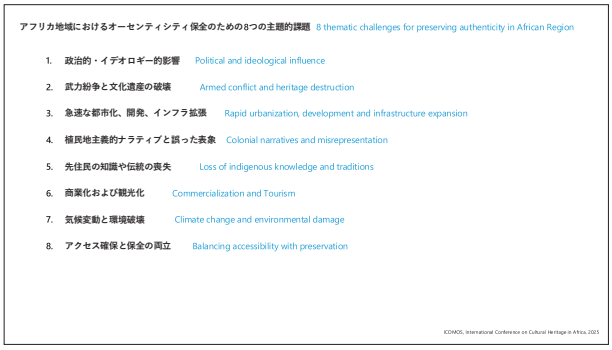

図 17

図 18

図 19

れました。先ほど少し小さく見えていましたが、こちらに日本の国旗、フランス政府のマークが示されています（図23）。こちらの二つの国によって支援されたイベントでした。

日本政府がUNESCOを通じて支援したイベントで、オープニングには、UNESCOの日本国政府代表部特命全権大使の加納大使、クロージングには、在ナイロビ国際機関日本政府代表部特命全権大使の松浦大使がスピーチしました。ケニアのウィリアム・ルト大統領もスピーチしました（図25）。

今回の会議で特に印象的だったのは、アフリカ出身者の研究者や実務者が、自らの言葉で、自らの文化遺産について発表した点です（図26）。これまでアフリカの文化遺産は、外部の専門家によって語られることが多くありましたが、こちらの会議では、遺産とと

図 23

図 20

図 24

図 21

図 25

図 22

図 26

もに生きてきた人々自身が、その価値や意味、課題を語る場が確保されていました。専門家のみならず、先ほど話をしたようにコミュニティの方々も参加していました。日本からは、稲葉信子先生、河野俊行先生、宮崎彩先生、私、現地UNESCO職員の長岡正哲さんがいました。私は、発表ではなくポスターセッションに参加しました。今回は、エチオピアの建築遺産について話す機会は、会議では残念ながらありませんでしたので、このような形でナイジェリア、エチオピアの同僚とポスターセッションとして参加しました（図27）。

アフリカの遺産におけるオーセンティシティについて、こちらの会議で示された内容は、非常に包括的なものでした（図28）。オーセンティシティとは、文化的・精神的・社会経済的な自己定義のプロセスです。コミュニティを中心とした、多元的で動態的な概念として捉えられています。以下の要素を包括します。口承の伝統、精神的・宗教的な結びつき、利用や機能、社会的価値、生きた伝統や信仰体系ということで、こちらは実際に会議の中で提示された英語のスライドを基に、私が日本語訳した内容です。

最後に、『The Nairobi Outcome on Heritage and Authenticity』[1]という文書が提示されて採択されました（図29）。こちらの会議は、1994年のオーセンティシティに関する奈良文書の精神を受け継ぎ、From Nara to Nairobiとつながる試みでもあったと理解しています。この文書がどのように反映されていくのかが今後の課題になると考えています。以上がナイロビの国際会議におけるオーセンティシティをめぐる議論の概要です。

次に、このような大きな議論を、少し視点を移して、私自身が行ってきた研究フィールドの活動と併せて具体的に見ていきます（図30）。私は、学部生の頃から、主にエチオピアをフィールドに活動しています。エチオピアは、東アフリカの、アフリカの角と呼ばれる所にあります。こちらがエチオピアです。ご覧のとおり危険レベルが、特に北部のほうが非常に高くなっています（図31・32）。北部のティグライ地方というエリアは、内戦があり、レベル3から4で、非常に危険レベルが高いとされているエリアです。実際

図 27

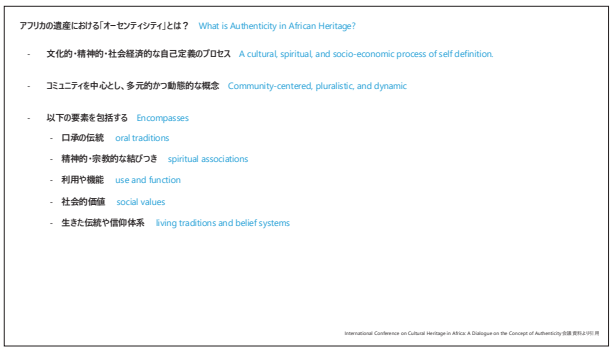

図 28

図 29

図 30

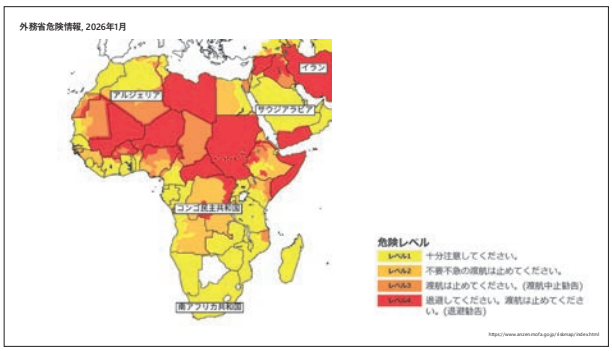

図 31

1. UNESCOウェブサイト参照：https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000393789

に内戦があって、このような文化遺産が攻撃を受けています。Al Nejashi Mosqueという非常に古いモスクがあります。2018年にトルコの支援によって一度修復されましたが、2021年に、ティグライの内戦によりモスクのドームが損傷を受けました（図33）。このような国際的な支援を受けても、内戦で非常にダメージを受けてしまう事例があります。

それからアフリカといえば、内戦、難民キャンプというイメージがあるでしょうが、確かに難民キャンプは多くの所で開設されています（図34）。エチオピアでも国内避難民が非常に増えており、こちらの写真は、2024年にエチオピアの北部、メケレを訪れたときに訪問した国内避難民キャンプです。大変過酷な状況で、国際連合のテントがたくさん張られていましたが、この中でとても驚いたのは、このように現地の人たちが、支給されたテントに加えて、自分たちで地元の技術や知識、知恵を使って、このような生活の場をつくっていたことです（図35）。

（図36）はキッチンの様子です。国際連合から支給されたものもありますが、このように自分たちで土を使ってキッチンを備えていました。難民キャンプという極限の状況の中でも、地域の技術や生活文化が自然に融合して、文化が生活の一部として生き続けている姿が見られたことが、非常に衝撃的でした。このように地域の人々が主体となって、自分たちにとって心地よい環境をつくることから文化の継承が始まるのではないかと感じさせられた経験です。このエリアは、組積造の建築が非常に有名で、このように美しいものが建てられています（図37・38）。そのようなローカルの知識が生かされた事例です。

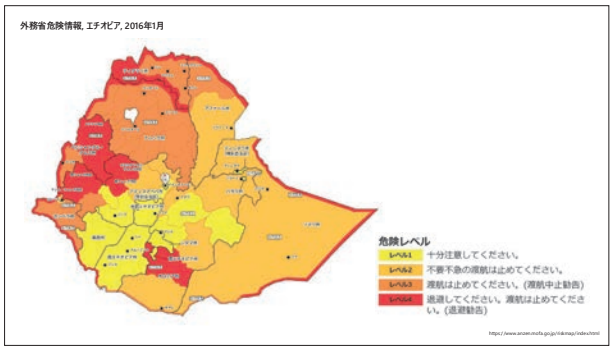

図 32

図 33

図 34

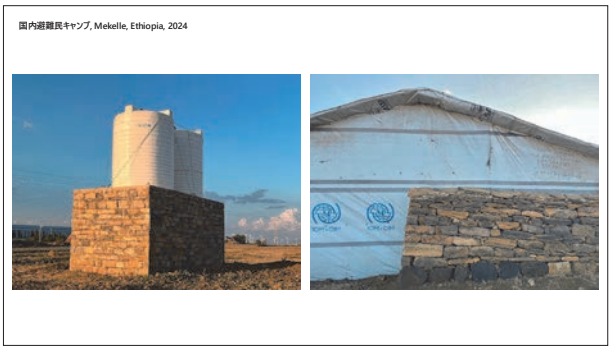

図 35

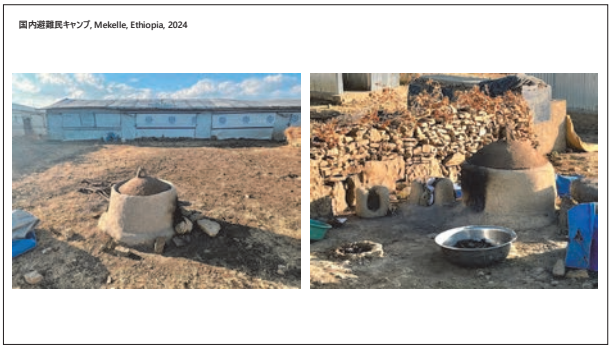

図 36

図 37

次に、エチオピアにおける急速な都市化についてお話しします（図39）。現在、エチオピアでは人口増加に伴ってインフラ整備が急速に進められています。このような形で、CAD上で設計された建物がそのまま建てられており、道路が建設されている状況です（図40）。人口増加のスピードが非常に速いので、このような新しいインフラ、建物が建てられることにより、多くの文化遺産が消失している現状にあります（図41）。インフラ整備の象徴的な事例として、エチオピアの首都のアディスアベバのライトレールのプロジェクトがあります（図42）。わずか3年3カ月で39駅が完成して開通しました。全長31.6キロメートルです。都市の利便性向上という成果の一方で、歴史的な都市景観への影響も避けられない現状です。

先ほど、若年層が非常に多いと話をしましたが、特にフィールドワークに行くと、子どもがたくさん来て、調査に参加したいと言います（図43）。調査のときには必ず一人がベビーシッター役となり、このように遊びつつ調査を行い、われわれもさまざまなことを教えてもらう現状です。（図44）も首都アディスアベバの写真です。2024年3月に、アディスアベバの中心部ピアッサ地区で、市に登録されていた文化財42件のうち36件が取り壊された事件がありました。こちらは政治的な影響がありますが、首相主導によるトップダウン型の開発が進められて、そちらに異議を唱えることが難しい構図が存在しています。この事例は政治的な力が文化遺産を一瞬で破壊し得ることを非常に端的に示しています。現在も多くの街区が取り壊されていて、取り壊された文化財はこの数よりもさらに多いようです。このようなものがすべて1カ月以内

図 38

図 41

図 39

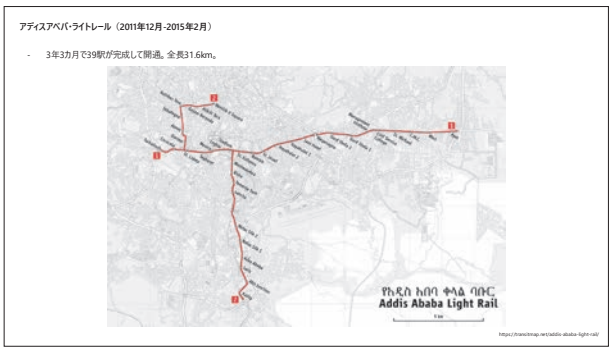

図 42

図 40

図 43

に壊されてしまいました（図45）。

このような変化の中で、私が学生と共に取り組んでいるプロジェクトを紹介します（図46）。こちらは文化遺産のデジタルドキュメンテーションのプロジェクトです。ナイロビの会議、その前に行われたモンバサの会議、先日行われたネパールのICOMOSの会議でも、アフリカ地域のドキュメンテーションの重要性がうたわれています。特に機材の低価格化、ネットワーク環境、データ保存が容易になったことから、誰でも簡単にドキュメンテーションが手っ取り早くできるようになったことがあります。こちらもアディスアベバ市内で壊されてしまった建物ですが、学生と一緒にドキュメンテーションを行いました（図47）。文化財登録がされており、驚くことに300人もの人がこの建物に住んでいました（図48）。建物のみならず、この中に住んでいた人々の記憶というものも、インタビューを行いつつ記録を取りました。こちらは岩窟教会（図49）をレーザースキャナーで撮影したものです（図50・51・52）。これまで手で実測するのがほぼ不可能だったオブジェクトも、非常に簡単に記録することができるようになりました。また何が良いのかというと、誰でもこのような3次元の物体は理解がしやすいです。建築的な2次元の図面は、専門家しか理解ができないようなものがありますが、このような3次元のものであれば、子どもから大人まで、誰でも理解することができることが非常に大きな利点です。

国際交流として日本が技術提供を行うのみならず、アフリカの学生から、われわれもとても多くのことを学んでいます（図53・54）。特にこのような3次元測量のデータを収集した後に加工するのは、エチオピア

図 44

図 45

図 46

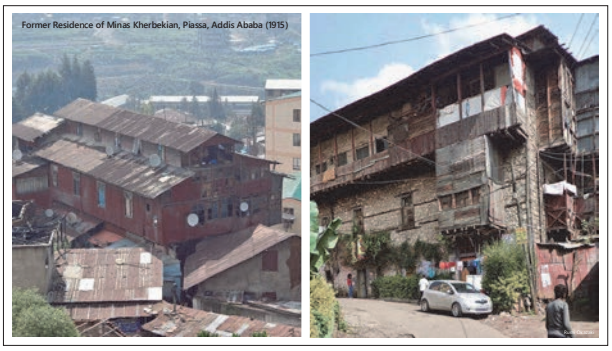

図 47

図 48

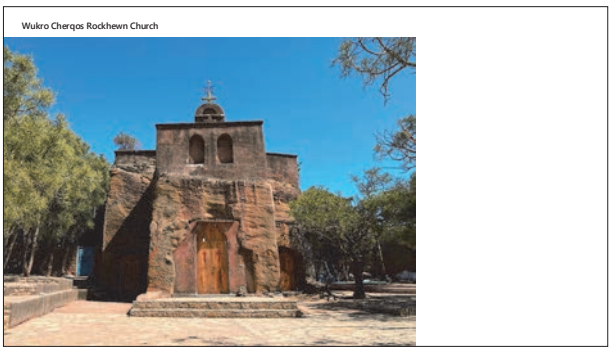

図 49

学生のほうが得意だったりします。われわれも彼らからさまざまなことを学ばせてもらっています。このように日本、エチオピアで学生と国際ワークショップを行って、相互の理解を進める活動を3年ほど行っています（図55・56）。

本日の発表では、アフリカの現状から始まり、文化遺産をめぐる課題、ナイロビの国際会議におけるオーセンティシティの再定義を見てきました。最後に伝えたいのは、文化遺産のオーセンティシティとは、固定された過去を守ることではなく、人々の生活の中で更新され続ける関係性という点です。ナイロビの会議が示したように、オーセンティシティは多元的で、動態的で、何よりもコミュニティを中心とした概念です。アフリカの文化遺産をめぐる議論は、日本を含む国際社会全体の文化遺産観を問い直すものでもあるのではないでしょうか。

ご清聴ありがとうございました（図57）。

図 50

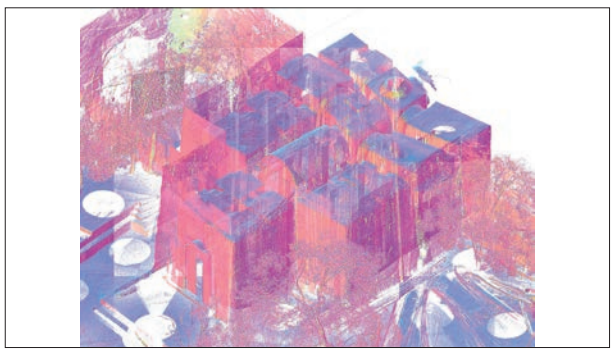
図 51

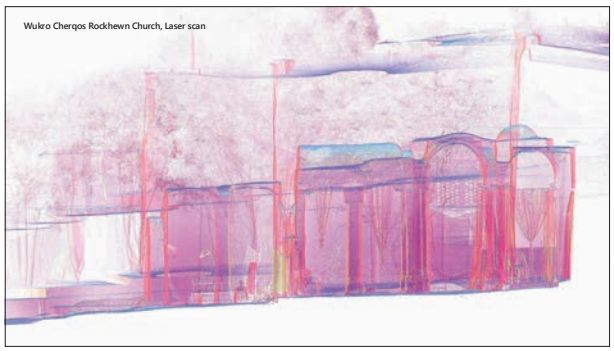

図 52

図 53

図 54

図 55

Tokyo Digital Heritage Workshop 2024 (Addis Ababa University x Shibaura Institute of Technology)

図 56

Tokyo Digital Heritage Workshop 2025 (Addis Ababa University x Mekelle University x Shibaura Institute of Technology)

図 57

パネルディスカッション

モデレーター：岡橋 純子（聖心女子大学 現代教養学部国際交流学科 教授）
パネリスト：西 和彦、野嶋 洋子、岡崎 瑠美

岡橋 純子（おかはし じゅんこ）

専門は国際文化協力、文化遺産学、文化政策論、都市論。東京大学大学院総合文化研究科地域文化（フランス）研究専攻博士後期課程修了、博士（学術）。2002年より2011年まで国連教育科学文化機関パリ本部、文化局世界遺産センターに勤務し、各国における世界遺産アドヴォカシーに従事。ヨーロッパ、アジア・太平洋やアフリカでの世界遺産の保全管理、とりわけモニタリングやマネージメントプラン策定に携わる。
著書に『日本外交の論点』（「世界遺産をめぐる日本外交」）、『世界遺産　富士山の魅力を生かす』（「自然遺産から文化的景観へ　マオリの聖地、「信仰の対象」としてのトンガリロ山」）、Post-trauma and the Recovery Governance of Cultural Heritage (Significance of Special Laws in Post-disaster Restoration and Recovery of Cultural Heritage: The Case of the Special Law for the Conservation and Restoration of Notre-Dame de Paris"), The Future of the Bamiyan Buddha Statues ("Could the Giant Buddha Statues of Bamiyan Be Considered as a Case of "Exceptional Circumstances" for Reconstruction?"), 他。

岡橋　西さん、野嶋さん、岡崎さん、それぞれの立場から大変貴重な情報を共有していただき、ありがとうございました。たくさんの質問が来ているので、いくつかのテーマに区切って、パネルディスカッションを進めていきたいと考えています。まず、二つの国際条約の最新動向を紹介していただいたので、世界遺産条約と無形文化遺産の保護に関する条約のガバナンスや運用の変化について質問します。

西さんは、ガバナンス体制として、国際条約の委員国の構成について、あえて取り上げていました。委員国の構成は、かつてとだいぶ変わってきています。委員国の在り方の分布の仕方というか、この変化が専門的な分野での国際協力のフレームワークの在り方にどのように影響しているのか、世界遺産委員会が話し合っていくトピックの優先順位などにどのようにインパクトを与えているのかについて、何か考えがあれば教えてください。

西　なかなか難しい質問です。委員国の構成と広い意味での文化遺産の保全の取り組みに関しては、どちらかがどちらかに影響するというよりも大きなトレンドの表れとして、委員国の構成に表れるとともに、保全に関しても誰がどのような形で、どのように行うかに表れます。世界遺産委員会の構成によって、結論が少しずつ変わってくることはありそうですが、個別の案件はいろいろだとしてもトレンドとして保全の現場に影響を与えるまでには5年、10年のスパンがなければ分かりません。その意味では、確実に影響はありますが、明確な影響関係は難しいです。いずれにしても表裏一体のような形で動いているのではないかと考えています。

岡橋　昨年は、アフリカエンパワーメントとも言うようなナイロビ会議に象徴されることもありました。世界遺産委員会でも従来より専門的な知識を持って、専門家が発言する国だけではなく、世界遺産の議論の中での新興国が増えていくことで、特定の地域の発言力が高まっていくことに影響してくるのではないかと話を聞きながら感じていました。

野嶋さんに質問します。無形文化遺産の最近の大きな変更としては、評価基準R2の記述の内容が変更になりました。これは対話の促進からサステナブルデベロップメント、持続可能な開発を進めるような方向に具体的なシフトがあると理解しています。この無形文化遺産を選定する時点での評価基準の変更に関しては、無形文化遺産の用途の在り方、担い手の意識など、形の変化に影響してくるのでしょうか。

野嶋　基準を変更したのではありません。かつての申請書は、コミュニティでの無形文化遺産の認知にどのように貢献しますか、国レベルでの認知にどのように貢献しますか、国際レベルでの無形文化遺産の理解や対話にどのように貢献しますかといった点について記載する形式でした。その回答が正確に書けていない申請書がとても多く、それによって情報照会になってしまう例もありました。特に記載例が少ない国の場合、自分が提案しようとしている無形文化遺産そのものの認知がどのように向上するかを回答している申請書がとても多いです。ここで聞いていることは、個別の無形文化遺産ではなく、無形文化遺産全体の理解がどのように深まっていくかです。それを書けずに混乱するよりは申請書全体の記述を評価組織が見ていく中で判断すればよいということになっているので、基準が変わったわけではありません。

持続可能な開発にいかに貢献するかについては、自分たちの実践をより深くというか、幅広く捉える機会になってきている気がします。私自身は、実際に申請書に関わるわけではありませんが、担い手が文化遺産をどのように捉えているかという話になるので、資源の管理に関わっているか、ジェンダー平等に関係するかなどについて振り返ってみる機会になっています。そこからもう少し開かれた実践につながるようなことはあるかもしれません。

岡橋　私の認識の違いもありましたが、逆に詳しく説明してもらう機会にもなり、示唆に富んだ回答を得られました。無形文化遺産は、ローカルな価値観を大切

にするものです。世界遺産条約に関しては、本日、話にもあった世界遺産基金のことが条約の半分ぐらいを占めていますが、インターナショナルで資金を集めて、必要な部分に皆で注力していくインターナショナルな成功への高揚感には限界があります。インターナショナル、ナショナルからローカルに任せるというか、ローカルを尊重することとは裏腹にインターナショナルの限界が世界遺産基金の議論の優先順位の低さ、それだけでは足りないことからも見えてきています。

ローカルレベル、現場レベルでできることとして、有形文化遺産の場合、HIA、遺産影響評価を強化せよという近年の保全に関するプライオリティーの増大に関して、バッファーゾーンの在り方などにも影響するのではないかと質問を受けています。これに関して、西さんはどのように考えますか。

西　確実に影響します。本日、だいぶ省略してお話してしまいましたが、HIAは、とにかく個別ベースで何かプロジェクトがあるときにその影響を見て、悪影響がないようにきちんと調整しようというものです。緩衝地帯の規制は、基本的にエリアごとの建物の高さなど、全体的な影響を見通して、このぐらいにしておけば影響のない範囲に抑えられるのではないかと、一律の規制を敷くわけです。しかし、HIAを通じた個別の判断を重視すればするほど、緩衝地帯の性格は、変わっているはずです。ただ、推薦書を見る限り、現状では大きな違いは出ていないような気がします。推薦する側でいろいろと議論をして、緩衝地帯の規制を一生懸命に考えても、結局個別に判断しなさいと言われるのであれば、最初から個別に判断するほうに軸足が向くと考えるのが自然な成り行きです。そういった影響は、まだ顕著ではありませんが、どこかで出てくるかもしれません。

岡橋　国際的な議論が現場に影響として浸透していく様子は今後、見ていく必要がありそうです。岡崎先生にもたくさんの質問が来ています。次のトピックとしては、コミュニティです。ナイロビの報告の中でもコミュニティの役割や声など、これまでのオーセンティシティに関する国際文書の中から特に新しく変わった部分がナイロビ成果にあるかというと、そこまでではないかもしれませんが、コミュニティがことさら強調されているように感じます。アフリカのオーセンティシティがダイナミック、動態的とはどういうことなのか、周辺環境に現地の人々が関わっていくためにどのような取り組みが可能か、有効かについて、何か考察があれば教えてください。

岡崎　岡橋先生が言われたとおり、何か劇的に変わる内容があったわけではありません。どちらかというと、アフリカのコンテクストをもう少し強調したい、コミュニティの言葉が繰り返し出てくるように、コミュニティの役割を見直したいという内容になります。そこでいうコミュニティをどのように捉えるかについては、具体的な定義が書かれているわけではありませんが、例えばアフリカ的コンテクストでいうと、もともとのコミュニティから植民地政府が来て、また別のレイヤーができたコミュニティとさまざまな歴史が重なっている中で、誰の声を拾うのかの話があります。アフリカのコンテクストは、特に口伝や精神的な儀式などがとても多く、西洋社会の世界やアジア的世界とは異なるものがあることを訴えているのではないかと考えています。

岡橋　そういった議論は、これまで地域のレベルで行われたことはあまりなかったので、とても貴重な会議の機会だったことを感じます。コミュニティに関して、野嶋さんにもお聞きします。無形文化遺産のコンテクストでいうと、担い手としてのコミュニティ、担い手ではないコミュニティとして、例えばコミュニティの拡大やコミュニティの排他性などの話があるかもしれません。無形文化遺産の場合、オーセンティシティを議論しないことになっていますが、何かしら変化していくことにコミュニティの変化がどのぐらい関わってくるのか、コミュニティと無形文化遺産の動態性について、何か考察があれば教えてください。

野嶋　コミュニティの話はとても難しいですが、担い

手のグループ、自治体によっては地域のローカルなコミュニティの観点で話をします。実践は常に変化しています。変化しているものの、実際に行っている人たちは、変化していないと感じながら行っている場合もあるかもしれません。それこそ社会環境やコンテクストによっても考え方が違ってきますし、同じコミュニティの中にあっても年長者と若者では、あるべき姿の考え方も違います。究極には、担っていく、継承していくのは若手であり、次の世代です。そのときにまた大きな変化が生じることはありますが、世代間の対話が重要であるといわれているように、それをうまく積み重ねながら継承していくのだと考えています。

岡橋　世代間の継承や世代間の対話でいうと、伝統的なコミュニティを保つことは、特にコミュニティの劇的な変化がない所で可能となるのではないかと考えています。無形文化遺産と有形文化遺産で語るコミュニティでは、意味合いが少し違うようなことも感じています。

次のトピックとして考えていたのは、有形文化遺産と無形文化遺産の相乗効果です。相乗効果の鍵を握るのも現場であり、その文化で生きている人々です。有形文化遺産での無形の価値と無形文化遺産での有形の場や道具ではなく、有形文化遺産で重視しているようなプリンシプルと無形文化遺産で重視していることとの間の相乗効果を実際に出す鍵を握るようなプラクティスに関して、何か具体的なイメージはありますか。こちらも野嶋さんにお聞きしたいです。

野嶋　難しい質問です。私も日々、面白い事例がないものかとさまざまな人に聞いています。話を少し広げて、自然の保護を含めて、地域の包括的保護につながるような無形文化遺産の事例として、伝統建築工匠の技があります。これは茅葺きの素材の獲得から始まって、無形のさまざまな要素で構成されているので、それ自体が無形文化遺産保護として重要であり、日本の伝統建築としての木造建築、有形の文化遺産を護っていく上でも欠かせません。最初に戻って、資源を獲得するための茅場の管理は、茅場周辺の生態系を護ることにもつながっています。この辺りをもう少し強調すると、とても良いプラクティスになります。

岡橋　有形文化遺産と無形文化遺産の相乗効果が得られるような文化遺産保護のグッドプラクティスのイメージが具体化しました。西さんは、相乗効果といった場合に、有形文化遺産の側からどのように考えていますか。例えば、日本が行おうとしていること、これまで見てきたような例など、相乗効果について何か見解があれば教えてください。

西　例えば、建造物の保護と直結する屋根を葺くための茅場のような例が挙げられます。最も有名なものでいえば、屋根のためにヒノキの皮を採るプロセスは、林業の森林管理と完全に一体化しています。そういったものはある種、分かりやすいです。もう少し違う例でいうと、祭りと祭りが行われる場所、演舞とそのための特徴的な舞台などの関係性は、比較的容易に想像できます。ただし、ないものねだりかもしれませんが、こうしたわかりやすい事例を超えた相乗効果はないものかと考えています。建造物の茅葺であれば、建造物の保護のサイクルと完全に一体化しているので、両輪です。茅場を維持するのはとても難しく、本来の姿であった建物の近隣で茅を刈っている例は一部の伝統的建造物群保存地区や文化的景観地区など限定的です。他は、現在でははるか遠くからトラックで運んできています。しかし、こうしたわかりやすい事例を超えた相乗効果について、私たちも色々と議論しているところです。

野嶋　一つ面白いと感じた事例として、世界遺産の街であるマレーシアのジョージタウンでは毎年、世界遺産の登録を祝って記念のフェスティバルを開催しています。ジョージタウンは、多文化のコミュニティが存在する地域で、歴史的な建造物などが保存されています。このフェスティバルでどのようなことを行っているかというと、多様なコミュニティが参加して、それぞれのグループが自分たちの持っている伝統的な実践や食文化などを共有することで、世界遺産の街として

のジョージタウンのお祝いをしています。世界遺産としての認知を高めるものであると同時に、私の目から見ると、そのフェスティバルに参加することを通じて、それぞれのコミュニティの人たちが持っている無形文化遺産の保護と継承にもつながっているように見えます。これも相乗効果の事例と言える気がします。

西　古い町並みで、それぞれの家のお雛様を公開するようなイベントがよく行われています。これはとても面白いですし、地元のコミュニティの活性化にもつながります。観光客の誘致にもなります。ただ、そのときに自分の頭の中の思考を探ると、とても面白く、取り組むべきだと感じますが、お雛様を見せるという営みは、必ずしも歴史的なものではないとどこかで感じてしまう面もあります。自分たちのお雛様を公開することは、確かに歴史的に行われていたものではありませんが、私たちの中でもスイッチを少し替えて、相乗効果をきちんと評価し、実践していくことも重要だと考えています。そういった微妙な部分で有形側から無形側を見たときに、ある種の認識の切り替えが必要であることを自分に問い掛けてみることも必要かもしれません。

岡橋　条約の間では、ギャップやアプローチの違い、成り立ちの違いはありますが、現場で求められているものは一つかもしれません。そちらにシナジー、相乗効果を求めるための条約間の対話は、今後の文化遺産の国際的な動向のキーになっていくかもしれないと捉えられました。

無形文化遺産では、セーフガーディングの言葉が使われています。有形文化遺産の場合、1970年代頃の世界的な救済キャンペーンのときに、現在はあまり使われていませんが、セーフガーディングを救済と訳していました。無形文化遺産でセーフガードを使うときに、日本語訳に差をつけることなどはしないのでしょうか。プロテクションでもプリザベーションでもなく、セーフガーディングをどのようにニュアンスとして翻訳したいのか、なぜセーフガードなのかに関して、無形文化遺産の保護の本質として説明してもらうことは可能でしょうか。質問者への回答として、お願いします。

野嶋　難しい質問です。訳語については、私たちもいつも苦労しています。先ほど言われたように、救済の場合、現在であればサルベージなどの言葉を使う気もしています。無形文化遺産条約の中で使われているニュアンスとしては、固定したものとして保存する、保全するのではなく、どちらかというと継承を見守るようなニュアンスに近いと考えています。いかがでしょうか。

岡橋　継承を見守るのは、国際的なフレームワークとして見守るのでしょうか。

野崎　担い手も見守ります。もしかしたら自らも見守るというか、条約では、保護の主体はコミュニティであるといっているので、コミュニティの担い手自身も見守りながら実践していくことになると考えています。

岡橋　無意識に継承していくのではなく、自分たちのプラクティスを生き直すというか、見直すことを少し客観的に意識しながら続けていくようなイメージですか。

野嶋　常にそのとおりであるとは言いませんが、現代では、そういったことが意識的に必要になっていく文脈もあると考えています。

岡橋　ここまで抽象的な議論を提起させていただきました。ありがとうございます。さて、具体の質問も受けています。西さんへの質問です。昨今の世界遺産委員会のアウトカムとして、危機遺産からの脱却は、とてもめでたいことだと感じます。エジプトのアブ・メナは、なぜ危機遺産から脱却できたのでしょうか。その辺りのグッドプラクティスをもし知っていれば教えてください。

西　危機遺産でどのような議論が行われているかにつ

いて話をします。それぞれの国、その資産を管理する地元のコミュニティとしては、危機遺産から抜け出したいわけなので、危機遺産でなくなること自体がモチベーションとなるのはよいことだと考えています。それ自体がそもそも制度の目的でもあります。

危機遺産からどうすれば脱却できるかという議論は行われ続けてきましたが、必ずしもその線引きは明らかではありませんでした。特に世界遺産委員会の議論は、1年に1回しかない上に国際会議なので、地元から見ると、はるか遠くで、そもそも議論してくれているのかどうかもよく分からないという状況もあったかもしれません。しかし最近では、危機遺産から抜けるための条件「The Desired State of Conservation for the removal of a property from the List of World Heritage in Danger (DSOCR)」を示しています。危機遺産から抜けるための望ましい保全状況はどのようなものかをセットして、それをきちんと示してもらい、きちんと満たされているかどうかを議論しています。具体的なDSOCRの例を見ると、例えば人材育成がきちんと回っているか、個別の「もの」だけではなく、それを支えるシステム自体が正の循環になりつつあるかを議論しているケースが多いです。

岡橋　続いても具体の質問です。パナマの新しい登録に当たり、既存の登録遺産の海上道路の存在については、議論はなかったのでしょうか。既存の世界遺産を拡張ではなく、上書き登録したのは、今回が初めてのケースだと思います。この場合、既存の要素というか、価値の存在に関する議論はなく、全く新しい遺産に関する議論しかなかったのかという趣旨の質問だと理解しました。いかがでしょうか。

西　結論から言うと、現状で存在する海上道路に関する具体的な議論は、世界遺産委員会の場で行われませんでした。新規の登録といっても世界遺産委員会で意見を言って、それにレスポンスをする際には、あらゆるディテールについて話す時間はないので、行いません。その意味では、事前に提供されているICOMOSの評価を読み込んで、どのような扱いをされているかを考えなければなりません。

一般論から言うと、海上の道路に関する議論をしていた際には大変な議論がありました。他方で、できてしまえば、いずれにしても議論は沈静化します。よほど資産をどんどんつぶしていくようなことがない限りは、私たちが現在、できることは何かに議論がシフトしていきます。それが良いかどうかというと、必ずしも良いわけではありませんが、既に出来上がったものについて駄目だとひたすら言い続けているのは、残念ながら生産的ではないのも事実です。

岡橋　質問者の方、よろしいでしょうか。具体的な鋭い質問で、本日の話の内容が生きているように感じました。世界遺産に関しても無形文化遺産に関しても今後、どのような案件が記載されていくか、登録されていくかの傾向、変化も注目に値します。

昨年の世界遺産委員会に関しては、サイト・オブ・メモリーのカテゴリーで、カンボジアの物件が登録されました。それ以前には、ルワンダでも同様の趣旨で登録されています。サイト・オブ・メモリーやサイト・オブ・コンシャンスは、良心に訴えかけるような登録、もしくは記憶の場を残すことです。ここでいうメモリーは、有形のものを保存する意義として、無形の価値をつなぐことのできる有形側のバリューを意味します。

こういった試みが増えてきていることに関して、例えば岡崎さんの話でもアフリカの世界遺産のカテゴリーは考古、アーケオロジカルな史跡か植民地時代の遺構が多いと言われていました。有形では価値がなかなか見いだせないものの、有形の帰属性を通して、記憶の価値を発信できるような遺産には、サブサハラ・アフリカの世界遺産の今後の数の伸びに関して、どう期待できるでしょうか。ここでサイト・オブ・メモリーと言ったのは、必ずしも負の遺産ではなくてもよいです。有形価値が分かりやすいわけではないものに価値付けをするようなことを今後、アフリカ大陸が行っていけるか、促進するべきか、どのような遺産のカテゴリーを見いだしていくと効果的なのかなど、ナ

イロビから受けた印象はありますか。

岡崎　私は、建築出身なので、どちらかというと有形寄りの人間です。アフリカの遺産は、無形遺産、自然遺産と切り離して考えることがとても難しいようなものが多く存在しています。例えば、建築だけではなく、先ほど取り壊された建物の事例を挙げたように、そこに住んでいる人々の声をいかに拾えるか、一緒に保存していけるのか、もっと広く自然とともに考えていくか。ジョージ・アブング先生は、ダイナミックという言い方をしています。さまざまなものと切り離せない文化遺産をどのように捉えるかについては、アフリカからもいろいろと考えていけそうです。

岡橋　アフリカの会議は、そういった声が世界に広まっていくことを目指したのではないかと感じました。自然とともに考えることに関しては、有形文化遺産と無形文化遺産のシナジーのほか、文化と自然のシナジーもあるかもしれません。アフリカの場合、別にアフリカに限った話ではありませんが、地球温暖化や、気候変動により影響を受けやすいバルネラビリティーがあります。その中で、生活様式やコミュニティの在り方の変化が大きな規模でのグローバルイシューとどのように関わるのか。気候変動と文化の変化に関しては、本日も無形文化遺産の今後の課題で、気候変動との関連の話がありました。野嶋さんは、その辺りについて、いかがでしょうか。

野嶋　私たちは現在、海外の研究者と協力していくつか事例研究を行っているのですが、気候変動の影響の表れ方に関しては、ローカルです。場所によって、影響の出方が全く違います。アフリカでも地域によって違います。ヒマラヤ近隣で氷が溶けると、場所によっては洪水を引き起こすこともあれば、夏の暑さで干ばつが強くなる場所もあります。どのような影響が出るかをローカルに落として見ていくと、実際の異常気象の中身も災害の中身も違ってきます。その辺りが考慮されないままグローバルや国レベルの気候変動対策は進んでいます。

私たちも議論をしていると、気候変動という言葉は使わないほうがよくて、具体的な事象にどのように対応していくかという観点で、地域ごとに無形文化遺産の担い手、地域コミュニティの人が中心になって、自分たちにとっての適応策、変化する環境に合わせていくための保護計画を立てていく必要があると考えています。すみません。回答になっていますか。

岡橋　それ自体がコミュニティによるプラクティスになりますね。

野嶋　たとえ環境が変化していくとしても地域の状況に関する十分な知識を持っていれば、実践をうまく変えていけます。変わる環境に持っている知識を投入し、新たな実践として継承していくような事例は、いくつかあります。

岡橋　ベストプラクティスの言葉が出てきて、システムの中にも組み込まれているように、ベストプラクティスを今後、増やしていくことも無形文化遺産の課題だと考えています。世界遺産に関しても複合遺産が増えないという課題がある中で、複合遺産も何かしら自然と文化の接合で、同じような可能性や困難を持っているかもしれません。

質問のトピックを最後に大きくしたいと考えています。昨年のナイロビの会議は、日本政府がUNESCO日本信託基金に資金を拠出し、その資金を得てこその国際会議を開催できました。こういった形での貢献は、きわめて重要な国際貢献と言えます。今日の国際情勢の中にあっても文化遺産の分野に関しては、ローカルの力に注目し、ダイバーシティや個別社会のエンパワーメントを尊重するような傾向があります。大きく動く国際情勢の中で、いわばメジャーな動きではないかもしれませんが、今日の文化の力の促進、文化遺産の分野での国際協力で重視されるべきこと、日本のプレゼンスを維持、向上するために必要なことなどに関して、一言ずつお願いします。

岡崎　ローカルなことがとても重視されて、内向きに

なっていくような社会に向かっていく側面もありますが、文化から学べることは、いろいろとあるように感じます。プレゼンテーションで写真を見せた難民キャンプへ行ったときに、地元の人と一緒に調査に行く、私たちが調査した内容を現地でプレゼンテーションする機会がありました。そのときに現地の人がとても喜んでくれたとともに、戦争で失った自分たちの文化を取り戻したいなど、文化が人々の心を癒やす力を持っていることを感じました。ローカルのみならず、世界の遺産の視点からも文化を守っていき、それを人々の生活の中に戻していくことは、とても重要ではないかと考えています。

野嶋　私は、無形文化遺産の立場から話をします。そもそも条約自体がローカルで、多様性を重視しています。この方向性は、相互理解や平和貢献につながるなど、重要な要素を負うと考えているので、もう少し踏ん張っていかなければならないと考えています。現在、持続可能な開発やSDGsが注目されていますが、その柱に文化は入っていません。あまり必要性がないと捉えられているのか、取り残されています。専門家たちは、気候変動の議論でも文化のことは考えていないわけです。

UNESCOなどが中心となっている2030年以降の持続可能な開発に関連するアジェンダでは、文化も一つの柱として立てるべきという議論もあります。最終的にどうなるか分かりませんが、無形文化遺産に限らず、文化が持続可能な開発に果たす役割は重要であることは、訴え続けています。仮に、今のSDGsのピリオドが終わって、新たな枠組みが形成されるときに、文化が何かしら一つの柱として立つのか、クロスカッティングなテーマとして出てくるのか分かりませんが、重視する方向に動くと思います。中には、多様性などを尊重しない傾向の国もあるかもしれませんが、重要な要素として浮かび上がってくるのではないかと楽観的に見ています。

西　大きな話でいくと、例えば文化外交です。本日、外務省の方もいて、私よりもはるかに良くご存じかと思いますが、いくつかの国では、文化外交のようなことも戦略的に取り組んでいます。文化の特質として、様々な分野、例えば観光もそうですし、私たちの日常生活や経済活動などにも浸透していけるという特殊な側面があります。その意味では、文化の意義や大切さは失われませんし、うまく使っていくというか、伸ばしていく道は十分にあると考えています。

もう少しミクロなレベルでは、国際会議などに行くと、日本が20年前ぐらいのように世界の中で主要なドナー国で、お金をたくさん出しているような状況ではないことは残念ながら事実であることを感じます。必ずしも、貢献を全くしていないわけではなく、結構な額を出していますが、相対的には大きくはありません。他方で、長い間の貢献、専門的な知見、専門家の層の厚さは、一朝一夕には減らないので、そのアドバンテージは減りません。その意味では、大ざっぱな言い方をすると、せっせと海外に行って、さまざまな議論に入って、くちばしを挟むのがよい気がします。例えば、大学などで若い方に話をするときには、ぜひ海外に行って、いろいろな所を見てきてくださいと言っています。それが短期的には重要になります。

岡橋　それぞれの立場から、近い将来に向けたご提起やお考えを示していただき、誠にありがとうございました。文化遺産は、有形・無形を問わず、国際的なレベルで共通の課題を見いだしやすい分野です。その一方で、分断が生じやすく、議論が緊張感を帯びる場面も少なくありません。しかしながら、共通の課題や普遍的な課題に向き合うにあたり、単に国益を重視するだけでなく、国際システムの中でいかにリーダーシップや存在感を示していくかという点については、本日のご意見にもあったように、専門家が外に出ていき、技術を共有し、意見交換を進めるといった地道な活動こそが力を発揮すると感じました。

ほかにもご質問を頂いておりますが、本日の皆様からのご発言や、パネルディスカッションでの議論の中で既に回答されているものも多くありますので、このあたりでパネルディスカッションを終了いたします。ご清聴ありがとうございました。

文化遺産保護の
国際動向
2026. 1.17
Panel discussion
岡橋
岡崎

閉会挨拶

一言、閉会のご挨拶をさせていただきます。スピーカーの皆さん、ありがとうございました。とても参考になり、お礼申し上げます。西さんは、パリで行われた第47回世界遺産委員会の報告とともに、世界遺産の中で運営の問題や登録の問題など、変化について話をいただきました。野嶋さんは、無形遺産の定義と目的、運用指針、それから文化遺産と持続可能性、相乗効果など、現代的な問題について取り上げられました。岡崎さんは、アフリカの現状の問題点、オーセンティシティについてお話しいただきました。2024年、本コンソーシアムでオーセンティシティに関するシンポジウム（令和６年度文化遺産国際協力コンソーシアムシンポジウム「〈モニュメント〉はいかに保存されたか：ノートルダム大聖堂の災禍からの復興」）を行ったときに、アフリカのジョージ・アブングさんがとても過激なことを言っていましたが、本日の話をお聞きしますと、随分とトーンダウンしたように感じました。

パネルディスカッションでは、重要な課題であるコミュニティについて議論していただきました。コミュニティは、日本もまさに議論していただいたことと同じような状況にあるわけで、今後、どのように変化していくか注目していく必要があると感じています。コミュニティの問題は、国際協力の場では、とても重要な位置を占めています。本コンソーシアムの地域分科会でも、このことに関して話し合いや情報交換の場を持つことがよくあります。地域分科会の開催情報は会員サイトやメールニュースで公開していますので、もし興味のある方は参加してもらえれば参考になると思います。最も重要な最近の文化遺産に関する諸問題について議論していただきましたので、今後、さらに深めていければと考えています。

文化遺産国際協力コンソーシアムの第36回研究会は、『日中韓における文化遺産政策のいま』をテーマに行いました。中国、韓国、日本も含めて、ベトナムでも法律の改正に至っており、本日のような議論は、法律改正にとても大きな影響を与えていると考えています。この辺りの動向については、今後、私たちとしてもどのような方向に変化していくかの情報交換の場がとても重要だと考えていますので、今後ともよろしくお願いします。

2006年に「海外の文化遺産の保護に関する国際的な協力の推進に関する法律」が、国会を通って公布されました。同じ年に文化遺産国際協力コンソーシアムが立ち上げられ、来年度で20周年を迎えます。現在、どのような内容の20周年のシンポジウムを行うかの議論をしております。本日、話題になったようなことも含めて考えていきたいと思います。日程が決まりましたらお知らせいたしますので、ご参加いただければ幸いです。

スピーカーの皆さん、そしてモデレーターを務めていただいた岡橋さんにあらためてお礼申し上げます。以上で本会を終了いたします。

青木 繁夫（あおき　しげお）
文化遺産国際協力コンソーシアム 副会長

文化遺産国際協力コンソーシアム第37回研究会

「文化遺産保護の国際動向」報告書

Report on the 37th Seminar
"International Trends in Safeguarding Cultural Heritage"

2026（令和8）年3月発行
March 2026

発行：文化遺産国際協力コンソーシアム
〒110-8713　東京都台東区上野公園13-43
独立行政法人 国立文化財機構 東京文化財研究所内
Tel：03-3823-4841
https://www.jcic-heritage.jp/
編集担当：五嶋 千雪（文化遺産国際協力コンソーシアム事務局）

Published by :
Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage
C/O Independent Administrative Institution National Institutes for Cultural Heritage
Tokyo National Research Institute for Cultural Properties
13-43, Uenokoen, Taito-ku, Tokyo 110-8713, Japan
Tel: +81-(0)3-3823-4841

Edited by :
GOSHIMA Chiyuki
(Japan Consortium for International Cooperation in Cultural Heritage)

*個人的な利用を目的として印字・保存等、その他著作権法により認められる場合を除き、著作物等の事前の許諾なしに、複製、公衆送信、改変、頒布、他のウェブサイトに転載する等の行為は著作権法により禁止されています。